

「あわじ環境未来島構想推進協議会」企画委員会 次第

日時：令和 8 年 8 月 24 日（月）14:00～15:30

場所：洲本商工会議所 2F 多目的ホールB・C

1 開会

2 議事

あわじ環境未来島特区第 4 期特区計画について

3 その他

4 閉会

<協議資料>

資料 1 「あわじ環境未来島特区」第 4 期特区計画（主な改定内容）

資料 2 「あわじ環境未来島特区」第 4 期特区計画 新旧対照表

<内閣府提出資料>

資料 3 地域活性化総合特別区域計画（概要版）（案）

資料 4 評価指標・数値目標一覧

<参考資料>

参考 1 地域活性化総合特別区域計画（現行）

参考 2 あわじ環境未来島構想推進協議会規約

参考 3 今後のスケジュール

1 方針

- ・「特区目標」及び「政策課題」については、第3期計画の記述を引き継ぐ。① Iエネルギーの持続 ② 農と暮らしの持続

2 課題解決策と具体的な取り組み及び評価指標

- ・ 資料2のとおり

3 国の特区制度の活用予定

（1）金融支援措置

国が指定金融機関を通じて最大0.7%の利子補給金を最長5年間支給する制度

第3期

- ・ 太陽光発電設備、蓄電システム等の整備
- ・ バイオマスエネルギーの導入支援

第4期

- ・ 新たな再生可能エネルギーの創出など、環境負荷の低減と地域循環型社会の形成に資する事業
- ・ 自然環境、歴史・文化等の地域資源を活用した交流・関係・定住人口の拡大に資する事業

これまで太陽光・バイオマスのエネルギー関連の事業に限っていたものを、エネルギー分野の高度化と交流・関係人口等を拡大するための事業にも対象を拡大。

（2）財政支援措置

地域活性化のための包括的かつ先駆的な取組について、特区計画に盛り込まれた事業に関し、関係府省が所管する予算制度を活用して重点的に財政支援を行う制度

① 淡路島グリーン水素地産地消事業

- ・ 海水電解装置の開発～運用までの水素製造に係る実証
- ・ 燃料電池（災害対策用）、水素ボイラ・グリル等の官民における水素利活用の検証

② 農と暮らしの持続と関係人口創出の取組

- ・ 既存施設の再生による農と食の人材育成・拠点整備

<u>ア グリーン水素の製造・輸送・貯蔵技術の開発促進</u> ・太陽光発電等の余剰電力や海水・ため池水などの地域資源を活用したグリーン水素の製造技術の開発を促進するとともに、安全かつ効率的な輸送・貯蔵技術の実証を進める。 <u>イ 水素利活用モデルの構築</u> ・水素ステーション等の供給基盤の整備を進めるとともに、燃料電池車や水素トラック・バス、公共施設・産業施設での熱利用等への活用を促進し、水素エネルギーの地域内利用モデルの構築を目指す。	り電力の自家消費と非常用電源の確保を図る。 <u>(環境に優しい脱炭素社会の推進)</u> <u>ア C O₂削減効果の高いモビリティの導入促進</u> ・運輸部門におけるC O₂排出量の削減に向け、環境負荷の少ない電気自動車や電気バスの導入を支援し、「E Vアイランドあわじ」を推進する。 ・E V用充電器の整備支援を行うとともに、住宅充給電システムの導入により、充電インフラの整備と非常災害時のB C P活用を促進する。 <u>イ 水素社会の実現に向けた技術開発の促進</u> ・再生可能エネルギー由来の余剰電力を活用した水素製造や、災害非常時に備えた公的施設等への輸送・備蓄・利活用の事業化可能性を検討する。 ・燃料電池自動車（F C V）や燃料電池バス（F Cバス）等の導入や、水素ステーション等の水素供給設備の整備に向けた取組を支援する。	
<u>(2)「農と暮らしが持続する地域」の実現</u> 食料の地域内自給と持続可能な農林水産業の振興を進めるとともに、「食の島あわじ」のブランド力向上、交流・関係人口の拡大、安心して暮らし続けられる地域づくりを推進し、次世代にわたって豊かさを継承できる「農と暮らしが持続する地域」を実現する。 <u>(持続可能な農林水産業の振興)</u> <u>ア 担い手の確保・育成の推進</u> ・淡路景観園芸学校、吉備国際大学、行政機関等が連携し、農林水産業に関する実証研究や地域課題の解決に資する人材育成を推進する。 ・就農希望者への就農計画作成支援や地域就農・定着に向けた取組を進めるとともに、女性農業者を対象とした栽培技術の習得支援などにより、次代を担う経営力の高い担い手の確保・育成を図る。 ・農地整備とあわせて未利用農地への企業等の参入を促進する「北淡路先端ファーム」の形成を推進し、多様な担い手の確保を図る。 <u>イ 生産基盤の強化と高付加価値化の推進</u> ・ICTやAI、農業機械・設備の活用を進めるとともに、関係機関や民間事業者との連携によりスマート農業の普及を推進する。 ・夏の暑さに強く、病気に強い米「コ・ノ・ホ・シ」等、異常気象にも耐えうる新品種への転換を推進する。 ・海底耕耘やかいぼりなどによる豊かな海の再生を進めるとともに、海業の推進により水産物の高付加価値化と水産業の振興を図る。 <u>(「食の島あわじ」の実現)</u> <u>ア 食ブランド力の向上</u> ・神戸と淡路が連携した世界に誇る食のエリア形成プロジェクトの推進により、食ブランドの価値向上と食の魅力発信を図る。 <u>イ 食産業の振興と地産地消の推進</u> ・農畜水産物の加工販売や6次産業化を推進するとともに、道の駅等を活用した販路拡大を図る。 ・食の街区形成や地産地消型レストランの展開を進め、地域食材の付加価値向上と地域経済の活性化につなげる。	<u>(2)「農と暮らしが持続する地域」の実現</u> 食料の地域内での自給を進めるとともに、エネルギーや農を基盤とした暮らしが持続する地域をつくる。 <u>(農と食を核とした地域づくりの推進)</u> <u>ア 農業人材の育成と生産振興対策の推進</u> ・チャレンジファーム事業の仕組みの活用や吉備国際大学との連携を通じて、島外からの就農希望者の受入促進や地域課題に対応した農業人材の育成を進める。 ・国営農地開発事業の未利用農地を対象に、事業者の営農計画に合わせた基盤整備を推進して新たな農業ビジネス参入を促し、「北淡路先端ファーム」の形成を進める。 ・I C Tの活用等により農畜水産業のスマート化を促進し、淡路島野菜の生産力強化や淡路和牛及び生乳の安定生産、資源培養型水産業の推進を図るとともに、効率的な生産基盤の確立を目指す。 <u>イ 食を中心とした地域づくりの推進</u> ・大阪・関西万博の開催に照準を合わせ、淡路島でしか体験できない食の楽しみを提供し、来島者の五感と知的好奇心を満たす「食の島あわじ」の実現を目指す。 ・食料供給拠点としての淡路島のブランド力を一層強化するとともに、安全で味豊かな淡路島産食材の消費拡大を推進する。 <u>(交流人口の拡大や定住人口の増加に向けた環境整備)</u> <u>ア 総合的な観光対策の推進</u> ・豊かな自然や景観、食資源と日本遺産「国生みの島・淡路」の歴史・文化を活かした交流を促進するほか、「鳴門の渦潮」の世界遺産登録を目指した取組を推進する。 ・大阪・関西万博を見据えて、大阪湾や瀬戸内海での淡路島発着のクルーズ船の運航や電気船の導入を検討し、インバウンド等を対象とした海事観光の充実と地域活性化を図る。 ・島内交通の利便性向上に向けた市域を越えたコミュニティバスの広域運行や効率的なデマンド型交通の導入を推進する。 <u>イ 廃棄物対策とリサイクルの徹底による環境保全</u> ・食品ロスの削減やごみの減量化・再資源化や、フードドライブ運動（食品回収キャンペーン）を促進し、資源・食料の有効活用を図ることにより、住民の	○人口減少や担い手不足が進む中、地域の持続的な発展には、農林水産業の振興だけでなく、その価値を食や観光、交流につなげ、地域の活力向上や暮らしの豊かさへと循環させていく視点を追記。 ○第4期計画では、「農林水産業の振興」を基盤として、「食のブランド化」、「交流・関係人口の拡大」、「安心して暮らし続けられる地域づくり」へと発展するつながりが分かりやすい体系へ再整理。

ウ 食を活かした交流の促進 ・淡路ファームパークイングランドの丘を核とした取組や農業体験、農泊の推進、食コンテンツの開発を通じて、農と食を活かした交流を促進する。 ・農業、観光、食を組み合わせた複合産業の創出を進めるとともに、「食の島あわじ」の魅力発信を強化する。 (交流・関係人口の拡大) ア 広域観光と交流基盤の充実 ・神戸空港国際定期便就航、大鳴門橋自転車道の開通を見据え、本州・四国の結節点に位置する淡路島の地の利を生かし、関西・瀬戸内との2軸広域連携戦略を展開する。 ・日本遺産「国生みの島・淡路」の歴史・文化を活かした交流を促進するほか、「鳴門の渦潮」の世界遺産登録を目指した取組を推進する。 ・ひょうごフィールドパビリオンのネットワーク化による島内周遊促進や空飛ぶクルマ・海事観光の充実により新たな交流機会の創出を図る。 ・淡路島MaaSの推進による公共交通機能の強化や交通渋滞解消に向けた通行空間確保に向けた取組により島内の移動利便性の向上を図る。 イ 地域に根差す関係人材の育成 ・多自然地域づくりプロジェクトや大学生との共創・連携により、外部人材と連携した広域的に支えあう地域運営体制を構築し、交流・関係人口の創出・拡大を図る。 ・特定地域づくり事業協同組合や淡路島ゼロイチコンソーシアム等による人材確保・起業支援を通じて、地域課題の解決や地域活性化に主体的に関わる人材の育成を進める。 (安心して暮らし続けられる地域の実現) ア 地域DXと安全・安心な暮らしの推進 ・住民の日常的な移動手段の確保と観光客の周遊性向上を図るため、自動運転バス等の次世代型モビリティなどデジタル技術を活用した地域DXを推進する。 ・電子ハザードマップを活用した危険箇所の情報提供やため池監視のICT導入により、大規模災害に備えた安全で安心な地域づくりを進める。 イ 良好な生活環境の保全と定住促進 ・島民一斉清掃や海岸漂着ごみ対策、放置竹林対策、食品ロス削減の取組等を通じて、美しい景観と地域環境の保全を図る。 ・移住希望者への情報発信や相談対応をワンストップで行う「あわじ暮らしスタート応援事業」等により、住みたくなる地域づくりを行うとともに、安心して子どもを産み育てられる環境づくりや子育て支援の充実を図り、若い世代の定住・移住を促進する。 ・ウェルネス環境の充実や健康長寿の島づくりを推進し、誰もが安心して住み続けたいと思える地域社会の実現を目指す。	理解・認識を深め、エネルギーや農を基盤とした暮らしが持続する地域を推進する。 ・島民一斉清掃事業や淡路環境美化月間等の市民運動を継続するなど地域環境の美化を進め、海洋プラスチックゴミや漂着ごみ対策の実施により、美しい景観の保全を図ることで、住民が地元へ愛着心を持ち、多くの人が住みたい、訪れたいと感じる地域を創り、持続人口の拡大を図る。 ウ 安心して暮らし続けられる地域の実現 ・ドローンを活用した医薬品輸送の事業化や島内医療機関の医師・看護師の確保に向けた仕組みの構築を検討するなど、福祉・医療の体制充実により健康長寿の島づくりを推進する。 ・除草作業の省力化や空き家の改修促進、住民団体等の先進的な取組への支援等を通じて集落機能を維持するとともに、淡路島の魅力を生かした事業の創出や、デジタル技術の活用により、関係人口の創出拡大を図る。	
---	---	--

2 政策指標・数値目標

第 4 期 新計画 案				第 3 期 現行計画		
評価指標	現状値 (2025 年度実績) (2024 年度実績 (※))	目標 (2031 年度)	環境未来島構想 最終目標 (2050)	評価指標	現状値 (2020 年度実績)	目標 (2026 年度)
(1) エネルギーの持続				(1) エネルギーの持続		
①エネルギー（電力）自給率	62.5%	74.2%	100%	①エネルギー（電力）自給率	59.6%	67.7%
②二酸化炭素排出量	2013年度比▲23.2%	2013年度比▲ 50.6%	実質ゼロ 県地球温暖化対策推進計画（2030年▲48%）	②二酸化炭素排出量	2013年度比▲11.5%	2013年度比▲ 26.5%
③次世代自動車登録台数	598台	1,200台	—	③次世代自動車登録台数	397台	2,300台
④水素エネルギー関連施設数	0 基	2 基	県燃料電池商用車普及拡大 AP（2030 年淡路 2 基）	④水素エネルギー関連施設数	0 基	2 基
(2) 農と暮らしの持続				(2) 農と暮らしの持続		
⑤新規就農者数	75人／年	80人／年	80人／年	⑤新規就農者数	65人／年	80人／年
⑥再生利用が可能な荒廃農地面積	357ha	310ha	261ha	⑥再生利用が可能な荒廃農地面積	346ha	320ha
⑦一戸当たり農業生産額 〔代替指標〕島内農家一戸あたりの島内農協の野菜販売高	324万円 〔194万円〕	334万円 〔206万円〕	348万円 〔—〕	⑦一戸当たり農業生産額 〔代替指標〕島内農家一戸あたりの島内農協の野菜販売高	324万円 〔175万円〕	330万円 〔178万円〕
⑧持続人口 （定住人口＋交流人口）	15万6千人※ 〔12万 1 千人＋3万5千人〕	15万人 〔10万5千人＋4万5千人〕	11万7千人 （7万2千人＋4万5千人）	⑧持続人口 （定住人口＋交流人口）	14万8千人 （12万6千人＋2万2千人）	16万6千人 （12万1千人＋4万5千人）
⑨生活満足度	55%	62%	90% 淡路地域ビジョン評価指標			

（設定基準を変更するもの）

③ 次世代自動車登録台数

あわじ環境未来島特区第 3 期計画は、新車自動車販売台数のうち 25%が次世代自動車となるように目標設定していたが、県においても現状シェア率 2.74%に留まるため、第 4 期計画は 3 %で再設定する。

⑧ 持続人口

定住人口は、2050 年最終目標を第 3 期兵庫県地域創生戦略の目標人口から推計し、10 万 7 千人から 7 万 2 千人に再設定する。2025 年現状値 119,232 人と 2050 年最終目標 7 万 2 千人から逆算して、第 4 期計画最終年の 2031 年に 10 万 5 千人を目標値として設定する。

交流人口は、あわじ環境未来島特区第 3 期計画の目標値 4 万 5 千人を引き続き設定する。

（評価指標を新たに設定するもの）

⑨ 生活満足度

未来世代へ豊かさを継承する地域社会の実現には、現在住んでいる島民がこれからも心豊かに暮らすことができる環境づくりが必要となる。

この指標は、エネルギーや農と暮らしの取組に対して島民がどのくらい満足しているかを示すために効果があり、あわじ環境未来島構想が掲げる「暮らしの持続」の項目にも合致する。

2025 年現状値 55%と 2050 年最終目標 90%から逆算して、第 4 期計画最終年の 2031 年に 62%を目標値として設定する。

3 取組内容
(1) エネルギーが持続する地域の実現

第4期 新計画 案		第3期 現行計画	
取組みの柱	具体的な事業	取組みの柱	具体的な事業
①再生可能エネルギーの創出拡大		①再生可能エネルギーの利用促進	
ア 多様な再生可能エネルギーの導入促進	⑧ペロブスカイトや有機薄膜太陽電池等次世代型電池の実装検討【県・民間事業者】	ア 太陽光発電の導入促進	⑧事業者等による未利用地や荒廃農地、ため池、建物の屋根等を活用した太陽光発電設備の導入促進〔民間事業者〕
	⑧広域ごみ処理施設でのごみ焼却熱による高効率な発電【団体】		⑧農業生産と両立した営農型太陽光発電設備の導入促進〔民間事業者〕
	・農業生産と両立した営農型太陽光発電設備の導入促進【民間事業者】		⑧PPA モデルを活用したカーポート太陽光発電及びメガ蓄電池の整備〔淡路市〕
	・住民参加型太陽光発電事業の推進【県・団体】		・家庭における太陽光発電設備の導入促進〔県、各市〕
イ 地域資源を活用したエネルギー循環の推進	・竹チップボイラーの導入と竹供給システムの構築【県・淡路市】		・島民が出資する仕組み（住民参加型太陽光発電事業）〔県、団体〕
	⑧淡路島わかめブルーカーボン等Jブルークレジットの展開【民間事業者】		イ バイオマスの利用促進
	・あわじ菜の花エコプロジェクトの推進【県・3市・民間事業者】	⑧竹チップボイラーの導入拡大と竹供給システムの構築検討〔洲本市、淡路市等〕	
	・バイオマスエネルギーの導入促進（食品残渣、廃食油等）【民間事業者】	・バイオマスエネルギーの導入促進（食料残渣、廃食油等）〔民間事業者〕	
②エネルギーの地産地消と需給最適化		ウ 電力の“地産地消”の促進	⑧地域新電力事業の拡大によるエネルギーの地産地消の推進〔県、市、民間〕
ア 地域エネルギーマネジメントの推進	・地域新電力事業によるエネルギーの地産地消の推進【淡路市・民間事業者】		⑧地域における再エネ導入計画の策定〔淡路市〕
	・家庭における太陽光発電設備・蓄電システムの導入支援【県・3市】		⑧企業施設や島内集落での直流型マイクログリッド技術の実装検討〔民間事業者〕
	⑧電力の需給安定化を図る系統用蓄電池の導入推進【民間事業者】		・家庭や事業所への蓄電システムの整備促進〔くにうみ協会等〕
イ 災害に強いエネルギー基盤の構築	・公共施設への非常用電源整備【県・3市】	②環境に優しい低炭素社会の推進	
	・企業施設や島内集落での直流型マイクログリッド技術の実装検討【民間事業者】	ア CO ₂ 削減効果の高いモビリティの導入促進	⑧電気自動車や電気バスの導入促進による「EVアイランドあわじ」の実現〔くにうみ協会、民間事業者等〕
	・EV・V2H システムを活用した非常時電源の確保【民間事業者】		⑧EV用充電器や住宅充電システム（V2Hシステム）の整備促進〔くにうみ協会〕
③ 水素社会の実現に向けた技術開発の促進			・公用車のEV化〔県、各市〕
ア グリーン水素の製造・輸送・貯蔵技術の開発促進	⑧グリーン水素地産地消可能性（FS）調査【県・3市・民間事業者】		イ 水素社会の実現に向けた技術開発の促進
	⑧海水・ため池水等地域資源を活用した水素製造に係る技術開発の促進【県、民間事業者】	⑧燃料電池自動車や燃料電池バスの導入、水素ステーションの整備検討〔県、民間事業者〕	
	⑧太陽光等余剰再生可能エネルギーを活用した水素製造機器の実証・展開【県・民間事業者】		
	イ 水素利活用モデルの構築	・水素供給網の整備検討【県・民間事業者】	※「国や地域の支援」は第3期計画策定時の想定。
⑧水素ステーション整備の推進【県・民間事業者】		●特定地域活性化事業（地域活性化総合特区支援利子補給金）	
⑧水素トラック・バスの導入促進【県・民間事業者】		■一般地域活性化事業（国財政支援）	
⑧水素ボイラー等利活用機器の開発促進【県・民間事業者】			

(2) 農と暮らしの持続する地域づくり

第4期 新計画 案

取組みの柱	具体的な事業
①持続可能な農林水産業の振興	
ア 担い手の確保・育成の推進	・チャレンジファームとの連携による新規就農者の受入促進【民間事業者】
	④吉備国際大学海洋水産学科・アグリグリーンフィールド学科による水産業を含む地域創生人材の育成【南あわじ市・民間事業者】
	④就農希望者への就農計画作成の支援や地域外の人材を求める集落への地域就農・定着応援プラン作成の支援【県】
	⑤野菜産地の担い手女性農業者の育成【県】
	・「北淡路先端ファーム」における簡易な条件整備に係る経費支援【県、淡路市】
イ 生産基盤の強化と高付加価値化の推進	・ICTの活用による淡路島農業のスマート化推進【県】
	④高温耐性のある新品種米「コ・ノ・ホ・シ」への転換【県、民間事業者】
	・生産力強化による農畜水産業の安定的な経営基盤の整備〔県、3市、民間事業者〕 農畜：就農支援、野菜生産振興、和牛・酪農等生産振興、農業施設貸与制度活用等 水産：漁場整備、水産物販売促進、養殖技術開発支援等
	・下水処理施設での栄養塩類管理、海底耕耘、かいぼり、里山整備による豊かな海の再生【県・3市・民間事業者】
	⑤丸山漁港における海業の推進【県・南あわじ市・民間事業者】
②「食の島あわじ」の実現	
ア 食ブランド力の向上	⑤淡路島と神戸市と連携した世界に誇る食のエリア形成プロジェクトの推進【県・3市】
	・プロモーションの実施等による淡路島の食ブランドの発信〔県、3市、民間事業者〕
イ 食産業の振興と地産地消の推進	⑤古民家等を活用した食の街区形成事業の推進【南あわじ市】
	・道の駅における特産品販売施設整備による販路拡大と地産地消の推進【洲本市】
	⑤食と観光人材育成を組み合わせた地産地消型レストランの展開【民間事業者】
ウ 食を活かした交流の促進	⑤淡路ファームパークイングランドの丘を核とした農と食の持続の取組【南あわじ市・民間事業者】 ■
	⑤農業体験や多様な体験のできる農泊の推進【民間事業者】 ●
③ 交流・関係人口の拡大に向けた環境整備	
ア 広域観光と交流基盤の充実	⑤大鳴門橋自転車道整備の推進【県・南あわじ市】
	・サイクリングアイランド淡路の推進【県・3市・民間事業者】
	⑤空飛ぶクルマバーティポート整備支援【県・民間事業者】
	・「国生みの島・淡路」としてのストーリー、鳴門の渦潮の魅力発信【県、3市、民間事業者】
	⑤淡路島 MaaS 全体計画に基づく交通機能強化【県・3市】
	・古民家等を活用した長期滞在型施設による誘客促進【民間事業者】 ●

第3期 現行計画

取組みの柱	具体的な事業
①農と食を核とした地域づくりの推進	
ア 農業人材の育成と生産振興対策の推進	④企業の農業ビジネスへの参入拡大による「北淡路先端ファーム」の形成促進〔県、北淡路土地改良区〕
	④ICTの活用による農畜水産業のスマート化の促進〔県、市、民間事業者〕
	④下水処理施設での栄養塩管理、漁業者による海底耕耘やかいぼり、里山における森づくりなどによる豊かな海の再生の促進〔県・各市・民間団体〕
	・生産力強化による農畜水産業の安定的な経営基盤の整備〔県、市、民間事業者〕 農畜：就農支援、野菜生産振興、和牛・酪農等生産振興、農業施設貸与制度活用等 水産：漁場整備、水産物販売促進、養殖技術開発支援等
	・耕作放棄地の活用〔県、各市〕
	・農業委員会と市の事務分担の特例制度の活用、農業への信用保証制度の活用〔各市・民間事業者〕 ※国家戦略特区
イ 食を中心とした地域づくりの推進	・チャレンジファームや吉備国際大学との連携による新規就農者の受入促進〔民間事業者〕
	⑤「令和の『御食国』プロジェクト」（食のストーリーに基づくプロモーションや新あわじレシピの開発等）の推進〔県〕
	・大消費地でのプロモーションの実施等による淡路島の食ブランドの発信〔県、市、民間事業者〕
	・「あわじ島まるごと食の拠点施設」の活用推進〔南あわじ市、県〕
	・農用地区域内における農家レストランの設置〔民間事業者〕 ※国家戦略特区
	⑤道の駅における特産品販売施設の整備による生産者の販路多様化と地産地消の推進〔洲本市〕
	⑤日本農業遺産「南あわじにおける水稻・たまねぎ・畜産の生産循環システム」の推進事業〔南あわじ市〕
②交流人口の拡大や定住人口の増加に向けた環境整備	
ア 総合的な観光対策の推進	・美しい自然や日本遺産、鳴門の渦潮等の魅力発信による観光戦略の推進〔県、市等〕
	⑤関西万博に向けたクルーズ船運航や電気船導入による海事観光の充実検討〔県、民間事業者〕
	④コミュニティバスの広域運行やデマンド型交通の充実検討〔県、市、民間事業者〕
	・サイクリングアイランド淡路の推進〔県、市、民間事業者〕
	・既存の観光資源やマンガ・アニメ等を活用した誘客促進〔県、各市、民間事業者〕

第4期 新計画 案		第3期 現行計画		
取組みの柱	具体的な事業			
③ 交流・関係人口の拡大に向けた環境整備				
イ 地域に根差す関係 人材の育成	・持続可能な多自然地域づくりプロジェクトによる地域の交流・関係人口の創出・拡大、深化のための人材・活動の支援【県】			
	・大学生などの地域外人材との共創・連携の推進【洲本市】			
	⑨淡路地区フィールドパビリオンのプレイヤーのネットワーク強化【県、民間事業者】			
	・特定地域づくり事業協同組合の運営【淡路市・民間事業者】			
	・事業創出を目指す事業者をサポートする「淡路島ゼロイチコンソーシアム」の運営【洲本市・民間事業者】			
④ 安心して暮らし続けられる地域の実現				
ア 地域 DX と安全・ 安心な暮らしの推進	・夢舞台サステイブル・パークにおける、デジタル技術を活用した多機能でサステイブルなにぎわいと生活感のあるコンパクトシティづくり【淡路市】			
	⑨自動運転バスの実証運行【洲本市】			
	・津波防災インフラの整備や河川改修等による災害に強い安全・安心な島づくり【県・各市】			
	⑨電子ハザードマップの活用【洲本市、淡路市】			
	⑨ため池管理監視における ICT の導入【県】			
	⑨アプリを活用した防災情報等の提供【淡路市】			
イ 良好な生活環境の保 全と定住促進	⑨放置竹林の拡大を防止するための竹の伐採・保育の支援や竹を活用した土系舗装の実証【県】			
	・島民による一斉清掃活動や海岸漂着ごみ対策の実施【県、3市】			
	・食品ロスの削減とフードドライブ運動の推進など省資源行動の実施【県・3市・民間事業者】			
	・健康長寿の島づくり【県・3市】			
	・滞在型ウェルネス環境施設の整備【民間事業者】			
	⑨あわじ暮らしスタート応援事業による移住者支援【県】			
	⑨地域子育て応援ネットの推進【県・3市】			
	・移住定住を促進するための家賃支援等【3市】			
取組みの柱	具体的な事業			
②交流人口の拡大や定住人口の増加に向けた環境整備				
イ 省資源行 動の促進と 廃棄物の適 正処理によ る環境保全	・食品ロスの削減とフードドライブ運動の推進など省資源行動の実施【県、市、民間】			
	・ごみの減量化とリサイクルの推進（ごみ減量化機器設置補助金、養殖残渣の活用等）【各市】			
	・島民による一斉清掃活動や海岸漂着ごみ対策の実施【県、各市】			
ウ 安心して 暮らし続け られる地域 の実現	（医療・福祉）	⑨ドローンを活用した医薬品輸送の事業化検討【県、民間事業者】		
		⑨医師・看護師確保に向けた仕組みの構築検討【関西看護医療大、医療機関】		
		・健康長寿の島づくり【県、各市】		
	（地域・交流）	⑨夢舞台サステイブル・パークにおける、デジタル技術を活用した多機能でサステイブルなにぎわいと生活感のあるコンパクトシティづくり		
		⑨防草効果のある土壌改良材の導入や空き家改修支援による集落機能の維持【県、民間】		
		⑨事業創出を目指す事業者をサポートする「淡路島ゼロイチコンソーシアム」の設置【洲本市、民間事業者】		
		⑨特定地域づくり事業協同組合の設置【淡路市、民間事業者】		
		⑨デジタル技術を活用した暮らしや働き方の充実【県、各市】		
		・島外学生等と地域の連携事業（域学連携地域活力創出モデル事業・長期インターン・マッチング事業）【洲本市・淡路市】		
		・重点地区や重点分野での住民団体等の先進的取組への助成事業【県、各市】		
		・あわじ環境未来島構想の啓発推進（環境未来島セミナーの開催、小学生用副読本の作成等）【県】		
	（交通）	⑨自動運転技術を使った新たな地域交通手段の検討【民間事業者】		
	（防災）	・津波防災インフラの整備や河川改修等による災害に強い安全・安心な島づくり【県、各市】		

4 地方公共団体の権限の範囲内での規制緩和や独自ルールの設定

第４期　新計画　案		第３期　現行計画	
①　淡路地域ビジョン「人と自然の“環”が広がる淡路島」 <u>の改訂（Ｒ４年３月改定）</u>		①　淡路地域ビジョン「人と自然の“環”が広がる淡路島（仮）」の改訂（Ｒ４年３月予定）	●県の地域ビジョンがR4年３月に改定。
②　淡路島環境コミュニティ宣言の採択（H23年３月）		②　淡路島環境コミュニティ宣言の採択（H23年３月）	
③「淡路地域の良好な地域環境の形成に関する条例」（H２～７年）及び「緑豊かな地域環境の形成に関する条例」の施行（Ｈ7年～）【県】		③「淡路地域の良好な地域環境の形成に関する条例」（H２～７年）及び「緑豊かな地域環境の形成に関する条例」の施行（H7年～）【県】	
④「景観の形成等に関する条例」の施行（S60年度～）【県】		④「景観の形成等に関する条例」の施行（S60年度～）【県】	
⑤洲本市バイオマスタウン構想の策定（H18年度）【洲本市】		⑤洲本市バイオマスタウン構想の策定（H18年度）【洲本市】	
⑥洲本市地域新エネルギービジョン等の策定（H18年度～）【洲本市】		⑥洲本市地域新エネルギービジョン等の策定（H18年度～）【洲本市】	
⑦エネルギーパーク洲本の設置（H22年度～）【洲本市】		⑦エネルギーパーク洲本の設置（H22年度～）【洲本市】	
⑧洲本市地域再生可能エネルギー活用推進条例の制定（H25年６月～）【洲本市】		⑧洲本市地域再生可能エネルギー活用推進条例の制定（H25年６月～）【洲本市】	
⑨洲本市バイオマス産業都市構想の策定（H26年４月～）【洲本市】		⑨洲本市バイオマス産業都市構想の策定（H26年４月～）【洲本市】	
⑩2050年ゼロカーボンシティの表明（Ｒ３年１月）【淡路市】		⑩2050年ゼロカーボンシティの表明（R3年１月）【淡路市】	
⑪南あわじ市資源循環産業体系マスタープラン <u>の改定（R８年３月）</u> 【南あわじ市】		⑪南あわじ市資源循環産業体系マスタープランの策定（R3年3月）【南あわじ市】	●南あわじ市資源循環産業体系マスタープランがR8年３月に改定 ●淡路市オーガニックビレッジ R6年６月に宣言
⑫淡路市オーガニックビレッジ宣言（R6年６月）【淡路市】			

5 地方公共団体等における体制の強化

第 4 期 新計画 案	第 3 期 現行計画	
① 担当組織の強化【県】 ② 南あわじ市活性化委員会の設置【南あわじ市】 ③ 南あわじ市大学連携推進協議会の設置【南あわじ市】 ④ 地域貢献型再生可能エネルギー事業の推進に関する協定の締結【洲本市】 ⑤ 地域新電力事業に関する連携協定の締結【淡路市】 協定先：株式会社ほくだん、シン・エナジー株式会社 ⑥ エネルギー利活用を通じた持続可能なまちづくりに関する連携協定【南あわじ市】 協定先：(株)関西電力	① 担当組織の強化【県】 ② 南あわじ市活性化委員会の設置【南あわじ市】 ③ 南あわじ市大学連携推進協議会の設置【南あわじ市】 ④ 地域貢献型再生可能エネルギー事業の推進に関する協定の締結【洲本市】 ⑤ 地域新電力事業に関する連携協定の締結【淡路市】 協定先：株式会社ほくだん、シン・エナジー株式会社 ⑥ エネルギー利活用を通じた持続可能なまちづくりに関する連携協定【南あわじ市】 協定先：(株)関西電力	

定性的な目標

淡路島の豊かな自然と人のつながりを大切に、島固有の文化や資源を守り育てながら、環境再生と循環型の暮らしを進め、未来世代へ豊かさを継承する地域社会として、生命つながる「持続する環境の島」をつくる。



背景

<現計画の主な成果> (R4~8年度)

- エネルギー(電力)自給率
・59.6%(R2)→62.5%(R7) (達成率94%)
- 二酸化炭素排出量(H25年比)
・▲11.5%(R2)→▲23.2%(R7)
(達成率78%)
- 新規就農者数
・65人/年(R2)→75人/年(R7)
(達成率94%)
- 再生利用が可能な荒廃農地面積
・346ha(R2)→357ha(R7) (達成率90%)

<課題>

ア)「エネルギーが持続する地域」の実現

- ・再生可能エネルギーの創出拡大と需給最適化を進め、持続的にエネルギーを確保できる基盤を構築する。

イ)「農と暮らしが持続する地域」の実現

- ・新規就農者の確保及び定着と生産基盤の強化により、農と食を核とした地域づくりを進める。
- ・交流・関係人口の拡大から、安心して暮らし続けられる地域づくりを推進する。

新計画案の主な事業

※事業主体は、淡路3市、県、民間事業者等

「エネルギーが持続する地域」の実現

①再生可能エネルギーの創出拡大

- ・多様な手法での再生可能エネルギーの導入促進
ペロブスカイトや有機薄膜太陽電池等次世代型電池の実装検討 等
- ・地域資源を活用したエネルギー循環の推進
バイオマスエネルギーの導入促進(食品残渣、廃食油等) 等

金融

金融

②エネルギーの地産地消と需給最適化

- ・地域エネルギーマネジメントの推進
電力の需給安定化を図る系統用蓄電池の導入促進 等
- ・災害に強い地域エネルギー基盤の構築
公共施設への非常用電源整備 等

財政

財政

③水素社会の実現に向けた技術開発の促進

- ・グリーン水素の製造・貯蔵技術の開発
海水・ため池水等地域資源を活用した水素製造に係る技術開発の促進 等
- ・水素利活用モデルの構築
水素ボイラー等利活用機器の開発促進 等

「農と暮らしが持続する地域」の実現

①持続可能な農林水産業の振興

- ・担い手の確保・育成の推進
野菜産地の担い手女性農業者の育成 等
- ・生産基盤の強化と高付加価値化の推進
高温耐性のある新品種米「コ・ノ・ホ・シ」への転換 等

②「食の島あわじ」の実現

- ・食ブランド力の向上
淡路島と神戸市と連携した世界に誇る食のエリア形成プロジェクトの推進 等
- ・食産業の振興と地産地消の促進
古民家等を活用した食の街区形成事業の推進 等
- ・食を活かした交流の促進
淡路ファームパークイングランドの丘を核とした農と食の持続の取組
農業体験や多様な体験のできる農泊の推進

財政

金融

金融

③交流・関係人口の拡大

- ・広域観光と交流基盤の充実
古民家等を活用した長期滞在型施設による誘客促進 等
- ・地域に根差す関係人材の育成
淡路地区フィールドパビリオンのプレーヤーのネットワーク強化 等

④安心して暮らし続けられる地域の実現

- ・地域DXと安全・安心な暮らしの推進
自動運転バスの実証運行 等
- ・良好な生活環境の保全と定住促進
あわじ暮らしスタート応援事業による移住者支援 等

新計画案の評価指標・数値目標

(目標設定期間: R9~R13年度)

(1)エネルギー(電力)自給率

・62.5%(R7実績)→74.2%(R13目標)

(2)二酸化炭素排出量(対2013年度比)

・▲23.2%(R7実績)→▲50.6%(R13目標)

(3)次世代自動車登録台数

・598台(R7実績)→1,200台(R13目標)

(4)水素エネルギー関連施設数

・0基(R7実績)→2基(R13目標)

(5)新規就農者数

・75人/年(R7実績)→80人/年(R13目標)

(6)再生利用が可能な荒廃農地面積

・357ha(R7実績)→310ha(R13目標)

(7)一戸当たり農業生産額

・324万円(R1実績)→334万円(R13目標)

【代替指標】

島内農家一戸当たりの島内農協の野菜販売高

・194万円(R7実績)→206万円(R13目標)

(8)持続人口(定住人口+交流人口)

・15万6千人(R6実績)→15万人(R13目標)

(9)生活満足度

・55%(R7実績)→62%(R13目標)

地域活性化総合特別区域新計画案（概要版）

1. 地域活性化総合特別区域の名称

あわじ環境未来島特区

2. 総合特別区域における取組の実施について

（１）地域の活性化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題等

《総合特区により実現を図る目標》

i) 新計画における定性的な目標

淡路島の豊かな自然と人のつながりを大切にし、島固有の文化や資源を守り育てながら、環境再生と循環型の暮らしを進め、未来世代へ豊かさを継承する地域社会として、生命つなが「持続する環境の島」をつくる。

世界的な紛争や地政学的リスクの高まりにより、エネルギー安全保障の重要性が増すとともに、地球温暖化に伴う異常気象の深刻化が地域社会の持続性を脅かしている。さらに、生成AIをはじめとする先端技術の急速な進展は、社会や産業のあり方を大きく変えようとしている。

こうした時代の変化を踏まえ、淡路島が有するエネルギーと食料の高い自給可能性という強みを生かし、環境・経済・社会が調和した持続可能で強靱な地域を築くことができる地域を実現する。

ii) 背景

淡路島では人口減少や少子高齢化の進行に加え、エネルギー・食料自給率の向上や脱炭素化への対応が課題となっている。これまでの取組により一定の成果を上げてきた一方、地域経済の縮小や耕作放棄地の増加などの課題も残されている。このため、エネルギーと農・食を基盤として地域循環とレジリエンスを強化し、持続可能な地域社会モデルの構築を目指す。

①包括的・戦略的な政策課題と解決策

対象とする政策分野：ア）グリーン・イノベーション分野、オ）農林水産業分野

ア 政策課題

ア）「エネルギーが持続する地域」の実現

再生可能エネルギーの創出拡大と地域資源を活用したエネルギー循環を進めるとともに、エネルギーの地産地消と需給最適化、水素社会の実現に向けた技術開発を推進することにより、地域のエネルギー自給率を高める。これにより、災害や外部環境の変化にレジリエントなエネルギー基盤を構築し、自然と共生しながら持続的にエネルギーを確保できるエネルギー自立の島を実現する。

イ）「農と暮らしが持続する地域」の実現

食料の地域内自給と持続可能な農林水産業の振興を進めるとともに、「食の島あわじ」のブランド力向上、交流・関係人口の拡大、安心して暮らし続けられる地域づくりを推進し、次世代にわたって豊かさを継承できる「農と暮らしが持続する地域」を実現する。

イ 解決策

ア）「エネルギーが持続する地域」の実現

a 再生可能エネルギーの創出拡大

a) 多様な手法での再生可能エネルギーの導入促進

- ・ペロブスカイトや有機薄膜太陽電池等を営農型太陽光発電に活用するなど地域環境と調和した再生可能エネルギーの創出を図る。
- ・ごみ焼却熱を活用した高効率発電の推進により太陽光発電以外の多様な手法でのエネルギー創出を促進する。

b) 地域資源を活用したエネルギー循環の推進

- ・食品残渣、下水汚泥、廃食油等を活用したバイオマスエネルギーの利用や、Jブルークレジットの認証取得により、地域資源の循環利用と環境価値の創出による持続可能なエネルギー循環を進める。
- ・放置竹林対策と連携し、竹チップボイラーの導入拡大や竹供給システムの構築検討などにより、エネルギー利用と環境保全を両立する地域循環モデルを構築する。

b エネルギーの地産地消と需給最適化

a) 地域エネルギーマネジメントの推進

- ・地域新電力や系統用蓄電池を活用するとともに、家庭や事業所における太陽光発電設備・蓄電システムの一体導入を促進し、エネルギー需給の最適化と地域内循環を推進する。

b) 災害に強い地域エネルギー基盤の構築

- ・公共施設や避難所等への非常用電源の整備を進めるとともに、EV・V2Hシステムの活用やマイクログリッド等の分散型エネルギーシステムの構築を推進する。

c 水素社会の実現に向けた技術開発の促進

a) グリーン水素の製造・輸送・貯蔵技術の開発促進

- ・太陽光発電等の余剰電力や海水・ため池水などの地域資源を活用したグリーン水素の製造技術の開発を促進するとともに、安全かつ効率的な輸送・貯蔵技術の実証を進める。

b) 水素利活用モデルの構築

- ・水素ステーション等の供給基盤の整備を進めるとともに、燃料電池車や水素トラック・バス、公共施設・産業施設での熱利用等への活用を促進し、水素エネルギーの地域内利用モデルの構築を目指す。

イ) 「農と暮らしが持続する地域」の実現

a 持続可能な農林水産業の振興

a) 担い手の確保・育成の推進

- ・淡路景観園芸学校、吉備国際大学、行政機関等が連携し、農林水産業に関する実証研究や地域課題の解決に資する人材育成を推進する。
- ・就農希望者への就農計画作成支援や地域就農・定着に向けた取組を進めるとともに、女性農業者を対象とした栽培技術の習得支援などにより、次代を担う経営力の高い担い手の確保・育成を図る。
- ・農地整備とあわせて未利用農地への企業等の参入を促進する「北淡路先端ファーム」の形成を推進し、多様な担い手の確保を図る。

b) 生産基盤の強化と高付加価値化の推進

- ・ICTやAI、農業機械・設備の活用を進めるとともに、関係機関や民間事業者との連携によりスマート農業の普及を推進する。

- ・夏の暑さに強く、病気に強い米「コ・ノ・ホ・シ」等、異常気象にも耐えうる新品種への転換を推進する。
- ・海底耕耘やかいぼりなどによる豊かな海の再生を進めるとともに、海業や水産物の高付加価値化を推進し、水産業の振興を図る。

b 「食の島あわじ」の実現

a) 食ブランド力の向上

- ・神戸と淡路が連携した世界に誇る食のエリア形成プロジェクトの推進により、食ブランドの価値向上と食の魅力発信を図る。

b) 食産業の振興と地産地消の推進

- ・農畜水産物の加工販売や6次産業化を推進するとともに、道の駅等を活用した販路拡大を図る。
- ・食の街区形成や地産地消型レストランの展開を進め、地域経済の活性化につなげる。

c) 食を活かした交流の促進

- ・淡路ファームパークイングランドの丘を核とした取組や農業体験、農泊の推進、食コンテンツの開発を通じて、農と食を活かした交流を促進する。
- ・農業、観光、食を組み合わせた複合産業の創出を進めるとともに、「食の島あわじ」の魅力発信を強化し、交流人口・関係人口の拡大を図る。

c 交流・関係人口の拡大

a) 広域観光と交流基盤の充実

- ・神戸空港国際定期便就航、大鳴門橋自転車道の開通を見据え、関西・瀬戸内の結節点に位置する淡路島の地の利を生かし、関西・瀬戸内との2軸広域連携戦略を展開する。
- ・日本遺産「国生みの島・淡路」の歴史・文化を活かした交流を促進するほか、「鳴門の渦潮」の世界遺産登録を目指した取組を推進する。
- ・ひょうごフィールドパビリオンのネットワーク化による島内周遊促進や空飛ぶクルマ・海事観光の充実により新たな交流機会の創出を図る。
- ・淡路島MaaSの推進による公共交通機能の強化や交通渋滞解消に向けた通行空間確保に向けた取組により島内の移動利便性の向上を図る。

b) 地域に根差す関係人材の育成

- ・多自然地域づくりプロジェクトや大学生との共創・連携により、外部人材と連携した広域的に支えあう地域運営体制を構築し、関係人口の創出・拡大を図る。
- ・特定地域づくり事業協同組合や淡路島ゼロイチコンソーシアム等による人材確保・起業支援を通じて、地域課題の解決や地域活性化に主体的に関わる人材の育成を進める。

d 安心して暮らし続けられる地域の実現

a) 地域DXと安全・安心な暮らしの推進

- ・住民の日常的な移動手段の確保と観光客の周遊性向上を図るため、自動運転バス等の次世代型モビリティなどデジタル技術を活用した地域DXを推進する。
- ・電子ハザードマップを活用した危険箇所の情報提供やため池監視のICT導入により、大規模災害に備えた安全で安心な地域づくりを進める。

b) 良好な生活環境の保全と定住促進

- ・島民一斉清掃や海岸漂着ごみ対策、放置竹林対策、食品ロス削減の取組等を通じて、美しい景観と地域環境の保全を図る。
- ・移住希望者への情報発信や相談対応をワンストップで行う「あわじ暮らしスタート応援事業」等により、住みたくなる地域づくりを行うとともに、安心して子どもを産み育てられる環境づくりや子育て支援の充実を図り、若い世代の定住・移住を促進する。
- ・ウェルネス環境の充実や健康長寿の島づくりを推進し、誰もが安心して住み続けたいと思える地域社会の実現を目指す。

②現計画の成果と今後の課題

ア 現計画の成果

エネルギー自給率の向上、新規就農者の確保、交流人口の拡大など、おおむね成果指標は順調に進捗している。

イ 今後の課題

太陽光発電の適地減少、水素関連事業の推進、荒廃農地の増加、人口減少への対応が今後の課題であり、新たなエネルギー創出と地域人材確保の取組強化が必要である。

iii) 評価指標及び数値目標（数値目標の設定の考え方や年度毎の目標値は別紙参照）

評価指標	現状値（R7年度）（※R6年度）	目標値（R13年度）
（１）エネルギー（電力）自給率	62.5%	74.2%
（２）二酸化炭素排出量	2013年比▲23.2%	2013年比▲50.6%
（３）次世代登録者台数	598台	1,200台
（４）水素エネルギー関連施設数	0基	2基
（５）新規就農者数	75人/年	80人/年
（６）再生利用が可能な荒廃農地面積	357ha	310ha
（７）一戸当たり農業生産額 〔代替指標〕島内農家一戸当たりの島内農協野菜販売高	324万円（R1実績） 〔194万円〕	334万円 〔206万円〕
（８）持続人口（定住人口＋交流人口） （うち定住人口）	155,612人※ （121,116人）	150,000人 （105,000人）
（９）生活満足度	55%	62%

（２）目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする事業の内容

i) 計画する事業の内容

<「エネルギーが持続する地域」の実現>【関連指標：指標（①）（②）（③）（④）】

① 再生可能エネルギーの創出拡大

ア 多様な再生可能エネルギーの導入促進

- ・ペロブスカイトや有機薄膜太陽電池等次世代型電池の実装検討
- ・広域ごみ処理施設でのごみ焼却熱による高効率な発電

イ 地域資源を活用したエネルギー循環の推進

- ・竹チップボイラーの導入と竹供給システムの構築
- ・あわじ菜の花エコプロジェクトの推進

② エネルギーの地産地消と需給最適化

ア 地域エネルギーマネジメントの推進

- ・ 地域新電力事業によるエネルギーの地産地消の推進
- ・ 家庭における太陽光発電設備・蓄電システムの導入支援

イ 災害に強いエネルギー基盤の構築

- ・ 公共施設への非常用電源整備

③ 水素社会の実現に向けた技術開発の促進

ア グリーン水素の製造・輸送・貯蔵技術の開発促進

- ・ 海水・ため池水等地域資源を活用した水素製造に係る技術開発の促進
- ・ 水素供給網の整備検討

イ 水素利活用モデルの構築

- ・ 水素ステーション整備の推進
- ・ 水素ボイラー等利活用機器の開発促進

<「農と暮らしが持続する地域」の実現>【関連指標：指標（⑤）（⑥）（⑦）（⑧）（⑨）】

① 持続可能な農林水産業の振興

ア 担い手の確保・育成の推進

- ・ 吉備国際大学海洋水産学科・アグアグリーンフイルド学科による水産業含む地域創生人材の育成
- ・ 野菜産地の担い手女性農業者の育成
- ・ 「北淡路先端ファーム」における簡易な条件整備に係る経費支援

イ 生産基盤の強化と高付加価値化の推進

- ・ 淡路島農業のスマート化推進
- ・ 生産力強化による農畜水産業の安定的な経営基盤の整備
- ・ 下水処理施設での栄養塩類管理、海底耕耘、かいぼり、里山整備による豊かな海の再生
- ・ 丸山漁港における海業の推進

② 「食の島あわじ」の実現

ア 食ブランド力の向上

- ・ 淡路島と神戸市と連携した世界に誇る食のエリア形成プロジェクトの推進
- ・ プロモーションの実施等による淡路島の食ブランドの発信

イ 食産業の振興と地産地消の推進

- ・ 古民家等を活用した食の街区形成事業の推進
- ・ 道の駅における特産品販売施設整備による販路拡大と地産地消の推進

ウ 食を活かした交流の促進

- ・ 淡路ファームパークイングリッドの丘を核とした農と食の持続の取組

③ 交流・関係人口の拡大に向けた環境整備

ア 広域観光と交流基盤の充実

- ・ 大鳴門橋自転車道整備の推進
- ・ サイクリングアイランド淡路の推進
- ・ 空飛ぶクルマバーティポート整備支援
- ・ 淡路島MaaS全体計画に基づく交通機能強化

イ 地域に根差す関係人材の創出

- ・ 持続可能な多自然地域づくりプロジェクトによる地域の関係人口の創出・拡大、深化の

ための人材・活動の支援

- ・大学生などの地域外人材との共創・連携の推進
- ・淡路地区フィールドバピリオンの魅力発信、プレーヤーのネットワーク強化
- ・特定地域づくり事業協同組合の運営
- ・事業創出を目指す事業者をサポートする「淡路島ゼロイチコンソーシアム」の運営

④ 安心して暮らし続けられる地域の実現

ア 地域DXと安全・安心な暮らしの推進

- ・夢舞台サステイナブル・パークにおける、デジタル技術を活用した多機能でサステイナブルなにぎわいと生活感のあるコンパクトシティづくり
- ・自動運転バスの実証運行
- ・ため池管理監視におけるICTの導入や電子ハザードマップの活用

イ 良好な生活環境の保全と定住促進

- ・放置竹林の拡大を防止するための竹の伐採・保育の支援や竹を活用した土系舗装の実証
- ・島民による一斉清掃活動や海岸漂着ごみ対策の実施
- ・食品ロスの削減とフードドライブ運動の推進など省資源行動の実施
- ・健康長寿の島づくりやウェルネス施設の整備
- ・あわじ暮らしスタート応援事業による移住者支援
- ・地域子育て応援ネットの推進

ii) 地域において講ずる措置の概要

地域の住民や事業者からの要望が強く、効果の測定が容易な財政支援施策から順次実施しており、今後、各プロジェクトの進捗状況に応じて必要な施策を講ずる。

また、地域住民による主体的な活動を支援するため、先駆的な活動に対して支援を行い、全島に活動を広げていく。

iii) 事業全体の概ねのスケジュール

現在実施している調査や事業検討を継続するとともに、新規の事業可能性調査も実施し、令和13年度までに実用化や本格導入を目指す。

3. 規制の特例措置等の提案について

(1) 財政・金融上の支援措置の提案・活用

① 財政面での支援

- ・淡路島グリーン水素の地産地消事業
海水電解装置の開発～運用までの水素製造に係る実証
燃料電池（災害対策用）、水素ボイラ・グリル等の官民における水素利活用の検証
- ・農と暮らしの持続と関係人口創出の取組
既存施設の再生による農と食の人材育成・拠点整備

② 利子補給金の支給

- ・新たな再生可能エネルギーの創出など、環境負荷の低減と地域循環型社会の形成に資する事業
- ・自然環境、歴史・文化等の地域資源を活用した交流・関係・定住人口の拡大に資する事業

4. 評価・調査検討会等からの指摘事項への対応状況について

(1) 令和6年度 評価・調査検討会の主な意見 (R7.12月公表)

- ・太陽光発電によるエネルギー自給、CO2削減は順調に進んでおり、成果をあげている点は評価することができる。農業振興についても淡路島のポテンシャルを活かせるような取り組みを行っており、新規就農者も確保されている。パソナが社内の福利厚生の一環として実施して農業を取り入れるウェルネスファームクラブ事業にあたるような事業を本特区内で横展開し、都市の飲食店や企業と淡路島との関係を強化することを考えてもよいかもしれない。農業経営にとっての課題は労働力不足であり、それに対応するための外国人労働力導入・定着のための条件整備が今後求められていくのではないだろうか。水素電気スタンドの設置の遅れは次世代自動車登録台数の低迷とセットの問題として捉えていく必要がある。水素電気スタンドの設置を先行投資として位置付け、大胆な財政支援を行うことを検討してはどうだろうか。
- ・エネルギーと食料供給分野において、おおむね計画通りの成果が得られていると思われる。新規就農者数が増加したことも評価できるが、就農後3年以内の定着率8割は目安として低いので、3年では95%、10年で8割程度を目安としてはどうか。一戸当たり農業生産額は、JAの野菜販売高での代替指標であり、別途農業全体への目配せは必要であろう。次世代自動車については、実績が減少しており、計画が達成できない要因の分析と、必要に応じて戦略の変更が必要ではないだろうか。水素ステーションについても、計画策定時との社会情勢の変化も踏まえた判断が必要かもしれない。
- ・現地視察をさせていただき、地域の自然資本とエネルギーの活用が既定路線に入っているのが確認できた。民間企業とのコラボも進み、モデルケースとして期待もできる。水素について進まないのは致し方ない点もあるため方向転換も視野にいれてもよいと思う。

○現地調査時の所見・指摘事項 (R7.6.20実施)

- ・ポテンシャルの高さを生かした取組が展開されている。再生可能エネルギーは太陽光発電を中心に定着しているように思われた。吉備国際大学等の取組は、農業をはじめとする地域の魅力を活かしながら地域への定住を増やす方向に作用するものとなっていると考える。
- ・たまねぎ、オレンジの果物野菜、牛肉と水産物双方の特産物による食に関してのブランディングと食の自給率の高さは評価できる。
- ・太陽光発電のパネルはやがて廃棄されることになるが、それを可能な限りサステイナブルな形で処理するような仕組みを今から考えておくことが必要だろう。
- ・食のブランド「淡路島」推進に関して、淡路島食材の全国への認知度を高めるために、ふるさと納税を上手く活用することも検討に値するのではないか。

(2) 指摘事項への対応状況 (令和7年度以降の取組)

<エネルギー分野>

- ・太陽光発電施設の整備・検討の支援や蓄電システムの導入支援、事業者への電気自動車導

入補助などを継続。

- ・「脱炭素先行地域」に選定されている淡路市における地域新電力の導入などを通じ、官民連携による再生可能エネルギー活用への取組として、ため池太陽光発電や地域内バイオマス資源を活用したエネルギー創出の検討、再生可能エネルギー由来の電力を活用した水素製造及び利活用の検討、島内水素ステーション整備に向けた具体的な条件検討等により、エネルギーの地産地消に向けた取組を推進。
- ・放置竹林の資源利用については、竹チップボイラーでの燃料としての活用以外にも、官民連携による竹を活用した土系舗装について、有用性の確認を行うとともに、県営施設における実証実験と及び普及啓発の実施。
- ・二酸化炭素排出量については、令和5年度から地域のカーボンニュートラルに向けたロードマップの作成に向けた検討を進めており、令和6年度は、地域の基盤である農林水産漁業の振興につながる方策として、ソーラーシェアリングのあるべき姿に関する勉強会を2回開催し、令和7年度以降の目標達成に向けた取組の推進。

＜農と暮らしの持続に関する分野＞

- ・淡路島内への移住や新規就農を希望する者に対する支援や、就農後の継続的な営農指導を継続して実施。
- ・生産物の販売高を上げるため、淡路島産食材等販路拡大活用助成事業を実施し、島内外で実施する食のPR活動に対して支援するなど、「御食国」淡路島として農と食のブランド化を引き続き推進。
- ・持続人口については、令和5年に改訂した淡路島総合観光戦略に基づき、環境保全に配慮した持続可能な観光地域づくりを推進しており、観光客数については、引き続きコロナ禍前の水準を維持しており、定住人口については、高齢化による自然減に加え、社会増減も減少となったものの、官民連携による移住者の更なる支援を検討するとともに、交流人口については、観光客がストレスなく移動できるようバスロケーションシステムの導入など、淡路島MaaS全体計画に基づき、拡大につながる取組を推進。

これらの取組を中心に、エネルギーと農を基盤に暮らしが持続する地域社会の実現を目指し、住民、NPO、企業、行政が一体となった取組を推進。

評価指標・数値目標一覧:あわじ環境未来島特区

現計画←→第4期特区計画							資料4				
評価指標(1) エネルギー(電力)自給率	数値目標(1)	74.2%(目標値) 寄与度:- (%)	年度	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)	2030年度 (令和12年度)	2031年度 (令和13年度)
			目標値	65.0%	66.3%	67.7%	69.0%	70.3%	71.6%	72.9%	74.2%
			実績値	62.0%	62.5%						
			進捗度(%)	95%	94%						
評価指標(2) 二酸化炭素排出量	数値目標(2)	▲50.6%(目標値) 寄与度:- (%)	年度	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)	2030年度 (令和12年度)	2031年度 (令和13年度)
			目標値	H25年度比▲26.1%	H25年度比▲29.8%	H25年度比▲33.4%	H25年度比▲37.1%	H25年度比▲40.8%	H25年度比▲44.5%	H25年度比▲48.0%	H25年度比▲50.6%
			実績値	H25年度比▲25.9%	H25年度比▲23.2%						
			進捗度(%)	99%	78%						
評価指標(3) 次世代自動車登録台数	数値目標(3)	1,200台(目標値) 寄与度:- (%)	年度	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)	2030年度 (令和12年度)	2031年度 (令和13年度)
			目標値	1,400台	1,800台	2,300台	749台	861台	975台	1,088台	1,200台
			実績値	558台	598台						
			進捗度(%)	40%	33%						
評価指標(4) 水素エネルギー関連施設数	数値目標(4)	2基(目標値) 寄与度:- (%)	年度	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)	2030年度 (令和12年度)	2031年度 (令和13年度)
			目標値	0基	0基	2基	0基	0基	0基	2基	2基
			実績値	0基	0基						
			進捗度(%)	-	-						
評価指標(5) 新規就農者数	数値目標(5)	80人(目標値) 寄与度:- (%)	年度	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)	2030年度 (令和12年度)	2031年度 (令和13年度)
			目標値	80人	80人	80人	80人	80人	80人	80人	80人
			実績値	92人	75人						
			進捗度(%)	115%	94%						
評価指標(6) 再生利用が可能な 荒廃農地面積	数値目標(6)	310ha(目標値) 寄与度:- (%)	年度	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)	2030年度 (令和12年度)	2031年度 (令和13年度)
			目標値	328ha	324ha	320ha	318ha	316ha	314ha	312ha	310ha
			実績値	352ha	357ha						
			進捗度(%)	93%	90%						
評価指標(7) 一戸当たり農業 生産額	数値目標(7)	334万円(目標値) 寄与度:- (%)	年度	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)	2030年度 (令和12年度)	2031年度 (令和13年度)
			目標値	328万円	329万円	330万円	331万円	332万円	333万円	333万円	334万円
			実績値								
			進捗度(%)								

代替指標 島内農家一戸あたりの島内農協の野菜販売高	〔代替指標〕	213万円(目標値) 寄与度:- (%)	年度	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)	2030年度 (令和12年度)	2031年度 (令和13年度)
			目標値	177万円	178万円	178万円	194万円	197万円	200万円	203万円	206万円
			実績値	253万円	194万円						
			進捗度(%)	143%	109%						
評価指標(8) 持続人口(定住人口+交流人口)	数値目標(8)	150,000人(目標値) 寄与度:- (%)	年度	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)	2030年度 (令和12年度)	2031年度 (令和13年度)
			目標値	164,000人 (定住:123,000人) (交流:41,000人)	165,000人 (定住:122,000人) (交流:43,000人)	166,000人 (定住:121,000人) (交流:45,000人)	163,000人 (定住:118,000人) (交流:45,000人)	159,000人 (定住:114,000人) (交流:45,000人)	156,000人 (定住:111,000人) (交流:45,000人)	153,000人 (定住:108,000人) (交流:45,000人)	150,000人 (定住:105,000人) (交流:45,000人)
			実績値	155,612人 (定住121,116人) (交流 34,496人)							
			進捗度(%)	95%							
評価指標(9) 生活満足度	数値目標(9)	62%(目標値) 寄与度:- (%)	年度	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)	2030年度 (令和12年度)	2031年度 (令和13年度)
			目標値				57%	58%	60%	61%	62%
			実績値	57%	55%						
			進捗度(%)								

※寄与度:一つの評価指標に対して複数の数値目標がある場合、それぞれの数値目標が評価指標に与える寄与度を記入してください。但し、均等割りの場合は、寄与度を記載する必要はありません。

特区名 あわじ環境未来島特区

■数値目標を変更するもの

資料4

評価指標(3) 次世代自動車登録 台数	数値目標(3)	現行	397台→2,300台(目標 値)	年度	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)	2030年度 (令和12年度)	2031年度 (令和13年度)
				目標値	800台	1,100台	1,400台	1,800台	2,300台					
				実績値	508台	572台	558台	598台						
				進捗度 (%)	64%	52%	40%	33%						
		今後	598台(R7)→1,200台(目 標値)	目標値						749台	861台	975台	1,088台	1,200台
実績値														
①評価指標を継続して設定する理由 ②今後の目標値が適正であるとする理由・数値 目標値の根拠等 ③実績値の把握方法				①あわじ環境未来島特区第4期計画においても「水素活用モデルの構築」を目標として「燃料電池車、水素トラック・バスの普及」を取り組むこととしており引き続き進捗管理していく。 ②第3期計画の目標設定当初は、次世代自動車の導入初期でもあり今後の動向も読めなかったことから、新車に占める次世代自動車の割合(EV・PHV・FCV)が過大に設定されていた。 (2022年7.79%～2026年16.39%) 2026年度においても全県でも2.74%に留まるため下方修正し、淡路地域においては、導入促進のため3%に設定し直すものとする。 ③県税務課が所有する「県税事務所別自動車税種別割課税台数」の数値をもとに把握する。										
数値目標を達成するために実施する事業等の 概要				水素ステーション等の供給基盤の整備を進めるとともに、燃料電池車や水素トラック・バスへの活用を促進し、水素エネルギーの地域内利用モデルの構築を目指す。										

評価指標(8) 持続人口(定住人 口＋交流人口)	数値目標(8)	現行	147,936人→166,000人 (目標値)	年度	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)	2030年度 (令和12年度)	2031年度 (令和13年度)
				目標値	162,000人 (定住:125,000人) (交流:37,000人)	163,000人 (定住:124,000人) (交流:39,000人)	164,000人 (定住:123,000人) (交流:41,000人)	165,000人 (定住:122,000人) (交流:43,000人)	166,000人 (定住:121,000人) (交流:45,000人)					
				実績値	159,117人 (定住:124,564人) (交流:34,553人)	158,402人 (定住:122,868人) (交流:35,534人)	155,612人 (定住:121,116人) (交流:34,496人)	一人 (定住:119,232人) (交流:一人)						
				進捗度 (%)	98%	97%	95%							
		今後	155,612人(R6)→ 150,000人(目標値)	目標値						163,000人 (定住:118,000人) (交流:45,000人)	159,000人 (定住:114,000人) (交流:45,000人)	156,000人 (定住:111,000人) (交流:45,000人)	153,000人 (定住:108,000人) (交流:45,000人)	150,000人 (定住:105,000人) (交流:45,000人)
実績値														
①評価指標を継続して設定する理由 ②今後の目標値が適正であるとする理由・数値 目標値の根拠等 ③実績値の把握方法				①あわじ環境未来島特区第4期計画においても「交流・関係人口の拡大」「安心して暮らし続けられる地域の実現」を目標として取り組むこととしており、引き続き進捗管理していく。 ②定住人口は「第3期兵庫県地域創生戦略」における兵庫県の目標人口から推計し再設定した。 交流人口は現在の観光需要は高水準で推移しているものの、淡路島内で発生するオーバーツーリズム(交通渋滞)、労働者不足等の理由により、過度な増加を見込まず、過去最高実績 (35,534人)を上回る水準として第3期計画で設定した令和8年度の目標4.5万人を引き続き採用する ③定住人口は「兵庫県推計人口」(県統計課)、交流人口は「兵庫県観光客動態調査」(県観光振興課)の数値をもとに把握する。										
数値目標を達成するために実施する事業等の 概要				・神戸空港国際定期便就航、大鳴門橋自転車道の開通を見据え、本州・四国の結節点に位置する淡路島の地の利を生かし、関西・瀬戸内との2軸広域連携戦略を展開する。 ・移住希望者への情報発信や相談対応をワンストップで行う「あわじ暮らしスタート応援事業」等により、住みたくなる地域づくりを行うとともに、安心して子どもを産み育てられる環境づくりや 子育て支援の充実を図り、若い世代の定住・移住を促進する。										

特区名 あわじ環境未来島特区

■評価指標を新たに設定するもの

資料4

今後	評価指標(9) 生活満足度	数値目標(9)	62%(目標値) 寄与度:- (%)	年度	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)	2030年度 (令和12年度)	2031年度 (令和13年度)
				目標値				57%	58%	60%	61%	62%
				実績値	57%	55%						
①評価指標を新たに設定する理由 ②今後の目標値が適正であるとする理由・数値目標値の根拠等 ③実績値の把握方法				①あわじ環境未来島構想に掲げる地域の持続性を「住民の意思」という最も本質的な観点から測る必要があるため。 ②あわじ環境未来島構想の最終年度2050年度に90%の目標から逆算して、その中間地点としての2031年度に62%に設定する。 ③兵庫県で毎年実施している県民意識調査内の1項目であり、地域別の数値の把握が可能である。								
数値目標を達成するために新計画において実施する事業等の概要				○ 安心して暮らし続けられる地域の実現 自動運転バスの運行やデジタルマップを活用した防災情報の取得など、地域DXを総合的に推進し、島民の移動の利便性向上、災害時の迅速な情報共有、日常生活の安全確保を実現し、住み続けたいと思える島づくりを目指す。								

地域活性化総合特別区域計画

作成主体の名称：兵庫県、洲本市、南あわじ市、淡路市

1 地域活性化総合特別区域の名称

あわじ環境未来島特区

2 地域活性化総合特別区域計画の実施が地域活性化総合特別区域に及ぼす経済的社会的効果

i) 総合特区の目指す目標

いのちつながる「持続する環境の島」をつくる

淡路島の豊かな自然や人と人とのつながりを大切にし、将来にわたって淡路島固有の文化や資源を守り、育み、活かす地域社会の姿として『生命つながる「持続する環境の島」』をつくる。

『生命つながる「持続する環境の島」』を実現するためには、地域の強みを最大限に生かす必要がある。淡路島の最大の強みは、エネルギーと食料の自給自足をともに実現できる恵まれた地理的条件にあることである。そこで、『生命つながる「持続する環境の島」』の具体的な姿として、エネルギーや食料を自分たちの地域で必要な量をまかないながら、子どもから高齢者までが充実した生活を送ることができる、次のような地域を実現する。

(1) 「エネルギーが持続する地域」の実現

再生可能エネルギーの利用促進とエネルギー消費の最適化の両面の取組によりエネルギー自給率を高め、外的な環境変化や災害・事故等のリスクに強い、エネルギー自立の島をつくる。

① 再生可能エネルギーの利用促進

ア 太陽光発電の導入促進

- ・ 環境保全や防災面での影響について適切に配慮した上で、事業者等による未利用地や荒廃農地、ため池、建物の屋根等を活用した太陽光発電の導入を促進する。
- ・ 営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）の導入により農業生産と再生可能エネルギーの利用を両立させる。
- ・ 住宅用太陽光発電設備の設置支援を行うなど、家庭における再生可能エネルギーの導入を促進する。

イ バイオマスの利用促進

- ・ 食品事業者から排出される玉ねぎ残渣と下水汚泥を集中処理してメタン発酵させ、発生するメタンガスの電力利用と消化汚泥の堆肥化など、地域内のバイオマス資源循環を目指す。
- ・ 温浴施設等への大型竹チップボイラーの導入拡大や竹供給システムの構築検討などにより、淡路産竹資源のエネルギー利用を促進するなど、地域資源を生かしたエネルギーの導入を図る。

ウ 電力の“地産地消”の促進

- ・ 電力・再生可能エネルギー発電事業者、小売電気事業者及び系統運用事業者との連携により、再生可能エネルギー由来の電力を島内の企業や家庭等へ供給する仕組み

を構築する。

- ・ 豊かな暮らしを実現するためのエネルギー利用を考える一方、域内で効率的に発電・蓄電・電力融通するマイクログリッドの構築及びICTを活用したエネルギーマネジメントの導入を検討する。また、家庭や事業所への蓄電池導入により電力の自家消費と非常用電源の確保を図る。

② 環境に優しい脱炭素社会の推進

ア CO₂削減効果の高いモビリティの導入促進

- ・ 運輸部門におけるCO₂排出量の削減に向け、環境負荷の少ない電気自動車や電気バスの導入を支援し、「EVアイランドあわじ」を推進する。
- ・ EV用充電器の整備支援を行うとともに、住宅充電システムを導入により、充電インフラの整備と非常災害時のBCP活用を促進する。

イ 水素社会の実現に向けた技術開発の促進

- ・ 再生可能エネルギー由来の余剰電力を活用した水素製造や、災害非常時に備えた公的施設等への輸送・備蓄・利活用の事業化可能性を検討する。
- ・ 燃料電池自動車（FCV）や燃料電池バス（FCバス）等の導入や、水素ステーション等の水素供給設備の整備に向けた取組を支援する。

（２）「農と暮らしが持続する地域」の実現

食料の地域内での自給を進めるとともに、エネルギーや農を基盤とした暮らしが持続する地域をつくる。

① 農と食を核とした地域づくりの推進

ア 農業人材の育成と生産振興対策の推進

- ・ チャレンジファーム事業の仕組みの活用や吉備国際大学との連携を通じて、島外からの就農希望者の受入促進や地域課題に対応した農業人材の育成を進める。
- ・ 国営農地開発事業の未利用農地を対象に、事業者の営農計画に合わせた基盤整備を推進して新たな農業ビジネス参入を促し、「北淡路先端ファーム」の形成を進める。
- ・ ICTの活用等により農畜水産業のスマート化を促進し、淡路島野菜の生産力強化や淡路和牛及び生乳の安定生産、資源培養型水産業の推進を図るとともに、効率的な生産基盤の確立を目指す。
- ・ 豊かな海の再生を促進し、持続可能な漁業を推進する。

イ 食を中心とした地域づくりの推進

- ・ 大阪・関西万博の開催に照準を合わせ、淡路島でしか体験できない食の楽しさを提供し、来島者の五感と知的好奇心を満たす「食の島あわじ」の実現を目指す。
- ・ 食料供給拠点としての淡路島のブランド力を一層強化するとともに、安全で美味な淡路島産食材の消費拡大を推進する。

② 交流人口の拡大や定住人口の増加に向けた環境整備

ア 総合的な観光対策の推進

- ・ 豊かな自然や景観、食資源と日本遺産「国生みの島・淡路」の歴史・文化を活かした交流を促進するほか、「鳴門の渦潮」の世界遺産登録を目指した取組を推進する。
- ・ 大阪・関西万博を見据えて、大阪湾や瀬戸内海での淡路島発着のクルーズ船の運航や電気船の導入を検討し、インバウンド等を対象とした海事観光の充実と地域活性化を図る。

イ 廃棄物対策とリサイクルの徹底による環境保全

- ・ 食品ロスの削減やごみの減量化・再資源化や、フードドライブ運動（食品回収キャンペーン）を促進し、資源・食料の有効活用を図ることにより、住民の理解・認識を深め、エネルギーや農を基盤とした暮らしが持続する地域を推進する。
- ・ 島民一斉清掃事業や淡路環境美化月間等の市民運動を子ども達の世代にも継承し、地域環境の美化を進め、海洋プラスチックゴミや漂着ごみ対策の実施により、美しい景観の保全を図ることで、住民が地元へ愛着心を持ち、多くの人が住みたい、訪れたいと感じる地域を創り、持続人口の拡大を図る。

ウ 安心して暮らし続けられる地域の実現

- ・ ドローンを活用した医薬品輸送の事業化や島内医療機関の医師・看護師の確保に向けた仕組みの構築を検討するなど、福祉・医療の体制充実により健康長寿の島づくりを推進する。
- ・ 除草作業の省力化や空き家の改修促進、住民団体等の先進的な取組への支援等を通じて集落機能を維持するとともに、淡路島の魅力を生かした事業の創出や、デジタル技術の活用により、関係人口の創出拡大を図る。
- ・ 島内交通の利便性向上に向けた市域を越えたコミュニティバスの広域運行や効率的なデマンド型交通の導入を推進する。

こうしたエネルギーと農を基盤に暮らしが持続する地域社会の実現を目指す取組の全体を、新産業創出や地域活性化につなげるのはもちろんのこと、地域の合意形成、社会的受容、費用負担のあり方を含めて検証する一つの社会実験として展開する。

ii) 評価指標及び数値目標

定性的な目標『生命つながる「持続する環境の島」』の具体的な姿として掲げた「エネルギーが持続する地域」及び「農と暮らしが持続する地域」の区分により評価指標を設定する。

本申請における事業の計画期間を令和4（2022）～令和8（2026）年度の5年間とし、令和8年度に達成を目指す数値目標を下表のとおりとする。

評価指標	現状値（R2年度）	目標値（R8年度）
《エネルギーが持続する地域》		
1) エネルギー（電力）自給率	59.6%	67.7%
2) 二酸化炭素排出量	2013年度比▲11.5%	2013年度比▲33.4%
3) 次世代自動車登録台数	397台	2,300台
4) 水素エネルギー関連施設数	0基	2基
《農と暮らしが持続する地域》		
5) 新規就農者数	65人／年	80人／年
6) 再生利用が可能な荒廃農地面積	346ha	320ha
7) 一戸当たり農業生産額	324万円（R1年度）	330万円
（代替指標）島内農家一戸当たりの島内農協の野菜販売高	175万円（R1年度）	178万円
8) 持続人口〔定住人口＋交流人口〕	14万8千人	16万6千人
（うち、定住人口）	12万6千人	12万1千人
（うち、交流人口）	2万2千人	4万5千人

3 特定地域活性化事業の名称

地域の住民が資源、資金、仕事を分かち合い、エネルギーと農を基盤に暮らしが持続する地域社会の実現を図るため、規制の特例措置や税制・財政・金融上の支援措置等を活用しながら、エネルギーが持続する地域づくりと農と暮らしが持続する地域づくりに係る取組を行っていく。

- ①事業者等による未利用地や荒廃農地、ため池建物の屋根等を活用した太陽光発電設備、及び蓄電システム等の整備

(地域活性化総合特区支援利子補給金、別紙2－4)

- ②バイオマスエネルギーの導入促進

(地域活性化総合特区支援利子補給金、別紙2－4)

4 その他地域活性化総合特区における地域の活性化のために必要な事項

i) 一般地域活性化事業について

総合特区の目指す目標を達成するため、今後、必要な事業を実施していく。

ii) その他必要な事項

ア) 地域において講ずる措置 (別紙2－8)

イ) 国との協議の結果、現時点で実現可能なことが明らかとなった措置

- ①太陽光発電施設整備における工場立地法上の規制緩和

・平成24年6月1日付けで工場立地法施行令を一部改正し、水力発電、地熱発電と同様に太陽光発電施設が工場立地法第6条に規定する届出の対象から除外された。

- ②EVの充電器について、一の需要場所における複数の需給契約の可能化

・平成24年3月23日に電気事業法施行規則が改正され、電気供給約款においても同様の措置を講ずるため、電気自動車専用急速充電器の同一敷地内複数契約を可能とする特別措置が同年3月28日付けで認可され、当該措置が同年4月1日以降から適用された。

- ③太陽光発電施設に係る電気主任技術者の選定要件の緩和

・平成25年6月28日に電気事業法施行規則が改正され、自家用電気工作物に関し、電気主任技術者の外部委託を可能とする発電設備の出力範囲が、1,000kW未満から2,000kW未満(太陽電池、風力、水力、火力(燃料電池を除く。))に限る。)まで引き上げられた。

- ④太陽光発電施設の系統連携に係る迅速な手続の明文化

・平成25年2月19日に「電力系統利用協議会ルール」が改正され、発電出力50kW未満の電源については新たに1ヶ月の標準処理期間を定め、発電出力50kW以上500kW未満の太陽光等の電源については、標準処理期間が現行3ヶ月から2ヶ月に短縮された。

別紙 2－4　＜地域活性化総合特区支援利子補給金＞【1／2】

1　特定地域活性化事業の名称

事業者等による未利用地や荒廃農地、ため池、建物の屋根等を活用した太陽光発電設備、及び蓄電システム等の整備

（地域活性化総合特区支援利子補給金）

2　当該特別の措置を受けようとする者

株式会社日本政策投資銀行

株式会社三井住友銀行

株式会社三菱UFJ銀行

株式会社みなと銀行

淡路信用金庫

株式会社徳島大正銀行

淡陽信用組合

3　特定地域活性化事業の内容及び特別の措置の内容

a）特定地域活性化事業（地域活性化総合特区支援貸付事業）の内容

指定金融機関が、総合特区内において、未利用地や荒廃農地、ため池、建物の屋根を活用した太陽光発電設備、及び蓄電システム等太陽光発電の利活用にかかる設備の整備を実施する取組に必要な資金を貸し付ける事業を行う。

未利用地や荒廃農地、ため池、建物の屋根を活用した太陽光発電設備、及び蓄電システム等太陽光発電の利活用にかかる設備の整備を実施する取組については、当該総合特区の政策課題である「エネルギーが持続する地域の実現」及びその解決策である「再生可能エネルギーの利用促進」とも整合している。

b）施行規則第6条に規定する該当事業種別（総合特区支援利子補給金交付要綱別表第2に掲げる対象事業項目）

第3号　地域における循環型社会の形成に資するエネルギーの利用、リサイクルの推進その他の地域に存在する資源の有効活用を図る事業

別紙 2－4　＜地域活性化総合特区支援利子補給金＞【2／2】

1　特定地域活性化事業の名称

バイオマスエネルギーの導入促進
(地域活性化総合特区支援利子補給金)

2　当該特別の措置を受けようとする者

株式会社日本政策投資銀行
株式会社三井住友銀行
株式会社三菱ＵＦＪ銀行
株式会社みなと銀行
淡路信用金庫
株式会社徳島大正銀行
淡陽信用組合

3　特定地域活性化事業の内容及び特別の措置の内容

a) 特定地域活性化事業（地域活性化総合特区支援貸付事業）の内容

指定金融機関が、総合特区内においてバイオマスエネルギーの導入を促進する取組に必要な資金を貸し付ける事業を行う。

バイオマスエネルギーの導入を促進する取組については、当該総合特区の政策課題である「エネルギーが持続する地域の実現」及びその解決策である「再生可能エネルギーの利用促進」とも整合している。

b) 施行規則第6条に規定する該当事業種別（総合特区支援利子補給金交付要綱別表第2に掲げる対象事業項目）

第3号　地域における循環型社会の形成に資するエネルギーの利用、リサイクルの推進その他の地域に存在する資源の有効活用を図る事業

別紙２－８ ＜地域において講ずる措置＞

１．地域独自の税制・財政・金融上の支援措置

地域の住民や事業者からの要望が強く、効果の測定が容易な財政支援施策から順次実施しており、今後、各プロジェクトの進捗状況に応じて必要な施策を講ずる。

また、地域住民による主体的な活動を支援するため、先駆的な活動に対して支援を行い、全島に活動を広げていく。

（１）「エネルギーが持続する地域」の実現

① 再生可能エネルギーの導入促進

ア 太陽光発電の導入促進

- ・ PPA モデルを活用したカーポート太陽光発電及びメガ蓄電池の整備【淡路市】
- ・ 家庭における太陽光発電設備の導入促進【県、各市】

イ バイオマスの利用促進

- ・ 野菜残渣と下水汚泥の集中処理によってメタン発酵させたメタンガスの電力利用・消化汚泥堆肥化、消化液の有効活用の促進【南あわじ市等】
- ・ 竹チップボイラーの導入拡大と竹供給システムの構築検討【洲本市、淡路市等】

ウ 電力の“地産地消”の促進

- ・ 地域新電力事業の拡大によるエネルギーの地産地消の推進【県、各市】
- ・ 地域における再エネ導入計画の策定【淡路市】
- ・ 家庭や事業所への蓄電システムの整備促進【県、各市】

② 環境に優しい脱炭素社会の推進

ア CO₂削減効果の高いモビリティの導入促進

- ・ 電気自動車や電気バスの導入促進による「EV アイランドあわじ」の実現【県】
- ・ EV 用充電器や住宅充電システム（V2H システム）の整備促進【県】

イ 水素社会の実現に向けた技術開発の促進

- ・ 余剰再生可能エネルギー由来水素の活用による地産地消モデルの確立【県、南あわじ市】
- ・ 燃料電池自動車や燃料電池バスの導入、水素ステーションの整備検討【県】

（２）「農と暮らしが持続する地域」の実現

① 農と食を核とした地域づくりの推進

ア 農業人材の育成と生産振興対策の推進

- ・ 企業の農業ビジネスへの参入拡大による「北淡路先端ファーム」の形成促進【県】
- ・ ICT の活用による農畜水産業のスマート化の促進【県、各市、民間】
- ・ 下水処理施設での栄養塩類管理、漁業者による海底耕耘やかいぼり、里山における森づくりなどによる豊かな海の再生の促進【県・各市・民間】
- ・ 生産力強化による農畜水産業の安定的な経営基盤の整備【県、各市、民間】
 - 農畜：就農支援、野菜生産振興、和牛・酪農等生産振興、農業施設貸与制度活用等
 - 水産：漁場整備、水産物販売促進、養殖技術開発支援等
- ・ 耕作放棄地の活用【県、各市】

イ 食を中心とした地域づくりの推進

- ・ 令和の「御食国」プロジェクト（食のストーリーに基づくプロモーションや、新あわじレシピの開発等）の推進【県】
- ・ 大消費地でのプロモーションの実施等による淡路島の食ブランドの発信【県、各市、民間】
- ・ 「あわじ島まるごと食の拠点施設」の活用推進【南あわじ市、県】
- ・ 道の駅における特産品販売施設の整備による生産者の販路多様化と地産地消の推進【洲本市】

② 交流人口の拡大や定住人口の増加に向けた環境整備

ア 総合的な観光対策の推進

- ・ 美しい自然や日本遺産、鳴門の渦潮等の魅力発信による観光戦略の推進【県、各市】
- ・ 関西万博に向けたクルーズ船運航や電気船導入による海事観光の充実検討【県、民間】
- ・ サイクリングアイランド淡路の推進【県、各市、民間】

イ 廃棄物対策とリサイクルの徹底による環境保全

- ・ 食品ロスの削減とフードドライブ運動の推進など省資源行動の実施【県、各市、民間】
- ・ ごみの減量化とリサイクルの推進（ごみ減量化機器設置補助金、養殖残渣の活用等）【各市】
- ・ 島民による一斉清掃活動や海岸漂着ごみ対策の実施【県・各市】

ウ 安心して暮らし続けられる地域の実現

- ・ ドローンを活用した医薬品輸送の事業化検討【県、民間】
- ・ 防草効果のある土壌改良材の導入や空き家改修支援による集落機能の維持【県・各市】
- ・ 夢舞台サステナブル・パークにおける、デジタル技術を活用した多機能でサステナブルなにぎわいと生活感のあるコンパクトシティづくり【淡路市・民間事業者】
- ・ コミュニティバスの広域運行やデマンド型交通の充実検討【県、各市】

2. 地方公共団体の権限の範囲内での規制緩和や地域の独自ルールの設定

多くの島民の参画により、21世紀初頭の地域づくりの指針として策定した「淡路地域ビジョン」が地域の将来として共有された目標になっており、これを基本として、各分野で住民による主体的な取組やルールづくりが進んでいる。

また、地域の環境は住民の共有財産であるとの認識のもと、全県に先駆けて「淡路地域の良好な地域環境の形成に関する条例」を施行し、土地利用の適正化を図ってきた。

・ 淡路地域ビジョン「人と自然の“環”が広がる淡路島」の改訂（R4年3月予定）

淡路地域ビジョンは、阪神・淡路大震災の経験を踏まえ、21世紀初頭の淡路島づくりを進めるための指針として平成13年2月に策定され、それに基づき島民主体の地域づくりを行ってきた。今般、人口減少や環境問題等の時代潮流の変化を受けて、島民自らが考える淡路島の未来を作り上げるためのシナリオとして、R4年3月に改訂予定。持続可能な暮らしと環境の島、食とエネルギーを生み出す島などを目指し、島民主体の活動を行っている。

・ 淡路島環境コミュニティ宣言の採択（H23年3月）

地域を取り巻く環境問題が、公害対策から地球温暖化対策や資源循環型社会の構築、生物

多様性の保全など地球的なレベルで大きく変遷してきたことを前提に、「環境立島」の実現に向けて住民一人ひとりが地域住民と共に取り組む「あわじエコライフスタイル10か条」を含む「淡路島環境コミュニティ宣言」を「環境立島淡路」島民会議で採択。

- ・ 「淡路地域の良好な地域環境の形成に関する条例」(H2～7年) 及び「緑豊かな地域環境の形成に関する条例」の施行(H7年～)【県】

昭和63年10月に淡路地域が総合保養地整備法(リゾート法)の適用を受けるに当たり、淡路の緑を保護しながら地域整備を行うため、全県に先駆けて平成2年に「淡路地域の良好な地域環境の形成に関する条例」が施行され、土地利用の適正化に向けた誘導を行ってきた。平成7年からは、全県に適用できるように「緑豊かな地域環境の形成に関する条例」を制定した。

- ・ 「景観の形成等に関する条例」の施行(S60年度～)

恵まれた自然や歴史と調和した美しいまちなみや風景を創造・保全し、魅力ある景観の形成を図るため、「景観の形成等に関する条例」に基づいて、「景観形成地区」、「景観形成重要建造物等」の指定や大規模建築物等の景観誘導に取り組んでいる。

- ・ 洲本市バイオマスタウン構想の策定(H18年度)【洲本市】

菜の花エコプロジェクトの推進と、家畜ふん尿の堆肥化と良質な土作りによる農作物生産を柱とする構想を策定。家畜ふん尿堆肥化施設を各地に設置し、耕畜連携の仕組みを構築。

- ・ 洲本市地域新エネルギービジョン等の策定(H18年度～)【洲本市】

環境・エネルギー問題に注力する観点から、H18年度に「地域新エネルギービジョン」、H19年度に「地域新エネルギー詳細ビジョン」、H21年度に「地域新エネルギービジョン事業化調査」を策定・実施。これらのビジョンでは、地域に豊富に存在する廃タマネギ、放置竹林、汚泥等のバイオマス資源を、最先端の技術を用いて有効活用してエネルギー等を得ることを目標としており、その内容は「エネルギー持続の地域づくり事業」に反映されている。

- ・ エネルギーパーク洲本の設置(H22年度～)【洲本市】

太陽光発電、風力発電、バイオ燃料製造等の複数の新エネルギー設備・体験施設等が整っていることから、「高田屋嘉兵衛公園 ウェルネスパーク五色」を中核に「エネルギーパーク洲本」を設置。次世代エネルギーを実際に見て触れる機会を増やすことを通じて、地球環境と調和した将来のエネルギーの在り方について市民の理解の増進を図っている。(H21年度「次世代エネルギーパーク」に認定(資源エネルギー庁))

- ・ 洲本市地域再生可能エネルギー活用推進条例の制定(H25年6月～)【洲本市】

地域資源である再生可能エネルギーから生まれた恩恵を地域に還元し、その発展に活用するという考え方が全国的に重要となっており、洲本市においても、この基本姿勢を示すため、「洲本市地域再生可能エネルギー活用推進条例」を制定。洲本市に存在する再生可能エネルギーの活用に関する基本理念を示すとともに、市、市民、事業者の役割を明らかにし、地域の多様な主体が連携して再生可能エネルギーの活用を推進することで、地域社会の持続的な発展や市民生活の安定に寄与することを目的としている。

- ・ 洲本市バイオマス産業都市構想の策定(H26年4月～)【洲本市】

洲本市ではバイオマス利活用に関して先導的な取り組みを推進してきたが、これまでの市の取組を体系立てて整理し、事業化までのロードマップを定めるため「洲本市バイオマス産業都市構想」を策定。「バイオマスでつながる環境未来の里・すもと」をキャッチフレーズに、

バイオマス産業の創出・育成による地域産業の振興ならびに雇用創出、及びバイオマスをはじめとした地域自立分散型エネルギー供給体制の強化による環境にやさしく災害に強いまちづくりを目指すことを目標に掲げた。

- ・ **2050年ゼロカーボンシティの表明（R3年1月）【淡路市】**

2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を表明。地域新電力事業に取り組み、電力の地産地消を推進するとともに地域内での経済の循環を図り、あわじ環境未来島構想の実現を目指す。

- ・ **南あわじ市資源循環産業体系マスタープランの策定（R3年3月）【南あわじ市】**

玉ねぎの一大産地である南あわじ市では、玉ねぎをはじめとする野菜の加工残渣が大量に発生している。これらを資源と捉え、環境面でも経済面でも持続可能な形で処理できる手法を検討し、事業化につながる計画を策定した。本計画では、バイオマス処理により発生するエネルギー資源を有効活用し、農地、山林、栄養塩類不足の瀬戸内海を含めた資源循環システムを構築することを目指している。

3. 地方公共団体等における体制の強化

- ・ **担当組織の強化【県】**

淡路島における兵庫県の総合出先機関である淡路県民局内に「あわじ環境未来島構想」の推進と総合調整を担当する「淡路振興課」を新設。（H23年4月）現在は、「交流渦潮課」（R3年4月）

＊交流渦潮課未来島担当は、県2名、淡路島3市から各1名（出向）の計5名で構成。

また、この5名は、島内主要企業等が出捐して平成21年4月に創設され、全島をカバーする（一財）淡路島くにうみ協会の地域振興課（H23年4月新設）を兼務。

- ・ **南あわじ市活性化委員会の設置【南あわじ市】**

南あわじ市の魅力を発信するとともに元気なまちづくりの実践活動を総合的に推進する方策を検討するため、市民が主体となり設置（H22年3月）された南あわじ市活性化委員会は、「あわじ環境未来島構想」に掲げる食の拠点施設、大学学部誘致、ソーシャルファーム等の実現に向け精力的に協議・活動を進めてきた。その後、活性化委員会の中心メンバーによりソーシャルファーム等の実践組織となるNP0法人ソーシャルデザインセンター淡路をH23年11月に設立、委員会からNP0へ活動を移行。

- ・ **南あわじ市大学連携推進協議会の設置【南あわじ市】**

南あわじ市に農を主軸とした地域再生の担い手を育成する大学学部を誘致するため、「南あわじ市大学誘致推進協議会」を設置。（H23年10月）

H25年4月、吉備国際大学南あわじ志知キャンパス地域創成農学部の開学に伴い、「南あわじ市大学連携推進協議会」に改称。（H25年4月）

大学を中心とした産・学・民・官連携推進体制を強化・推進していくための取組を進めている。

- ・ **南あわじ市市民交流センターの設置【南あわじ市】**

市内21地区公民館に「市民交流センター」を開設し、“協働によるまちづくり”を掲げ、持続可能な地域活動や交流の拠点となるよう運営を開始。（H27年4月）

- ・ **地域貢献型再生可能エネルギー事業の推進に関する協定の締結【洲本市】**

洲本市地域再生可能エネルギー活用推進条例の趣旨に鑑み、洲本市、淡路信用金庫、淡陽

信用組合、龍谷大学、PS洲本株式会社が密接に相互の協力及び連携を図り、再生可能エネルギーを活用した発電事業によりもたらされる恩恵が地域の活性化や課題解決に資する「地域貢献型再生可能エネルギー事業」を推進することを定めた協定を締結。(H28年11月)

本協定に基づく第一号案件として、洲本市五色町鮎原塔下の農業用ため池に、72.8kWのフロート式太陽光発電施設を設置。(H29年1月)

・ **地域新電力事業に関する連携協定の締結【淡路市】**

淡路市、株式会社ほくだん、シン・エナジー株式会社が相互に連携し、兵庫県内で初となる地域新電力事業を基盤に、電力の地産地消を推進するとともに地域内での経済の循環、安定的な電力供給を図ることなどを定めた協定を締結。(R3年1月) 本協定に基づき、淡路市が所有する太陽光発電施設で創出された電力の公共施設への供給を開始(R3年4月)。

・ **エネルギー利活用を通じた持続可能なまちづくりに関する連携協定【南あわじ市】**

南あわじ市と(株)関西電力が、「脱炭素化推進」、「防災力向上」といった地域課題を解決するため連携協定を締結。「脱炭素化推進」では、公共交通や公用車のEV化、「防災力向上」では、避難所等の災害拠点へのEV活用について検討。(R3年7月)

4. その他の地域の責任ある関与として講ずる措置

あわじ環境未来島構想の実現に向け、構想に掲げられた各種プロジェクトについては、民間事業者、行政等の連携により、できるものから先行的に取組を進めていくこととしている。

(1) 「エネルギーが持続する地域」の実現

① 再生可能エネルギーの導入促進

- ・ 農業生産と両立した営農型太陽光発電設備の導入促進【民間事業者】
- ・ 企業施設や島内集落での直流型マイクログリッド技術の実装検討【民間事業者】
- ・ 島民が出資する仕組み(住民参加型太陽光発電事業)【県、団体】
- ・ バイオマスの利用の推進(食料残渣、廃食油)【民間事業者】

② 環境に優しい脱炭素社会の推進

- ・ 公用車のEV化(県、各市)

(2) 「農と暮らしが持続する地域」の実現

① 農と食を核とした地域づくりの推進

- ・ 農業委員会と市の事務分担の特例制度の活用、農業への信用保証制度の活用【各市・民間事業者】
- ・ 農用地区域内における農家レストランの設置【民間事業者】
- ・ チャレンジファームや吉備国際大学との連携による新規就農者の受入促進【民間事業者】
- ・ 日本農業遺産「南あわじにおける水稻・たまねぎ・畜産の生産循環システム」の推進事業【南あわじ市】

② 交流人口の拡大や定住人口の増加に向けた環境整備

- ・ 既存の観光施設やマンガ・アニメ等を活用した誘客促進【県、各市、民間事業者】
- ・ 医師・看護師確保に向けた仕組みの構築検討【大学、医療機関】
- ・ 健康長寿の島づくり【県、各市】
- ・ 事業創出を目指す事業者をサポートする「淡路島ゼロイチコンソーシアム」の設置【洲

本市、民間事業者】

- ・ 特定地域づくり事業協同組合の設置【淡路市】
- ・ デジタル技術を活用した暮らしや働き方の充実【県、各市】
- ・ 島外学生等と地域の連携事業（域学連携地域活力創出モデル事業・長期インターン・マッチング事業）【洲本市・淡路市】
- ・ 重点地区や重点分野での住民団体等の先進的取組への助成事業【県、各市】
- ・ あわじ環境未来島構想の啓発推進（環境未来島セミナーの開催、小学生用副読本の作成等）【県】
- ・ 自動運転技術を使った新たな地域交通手段の検討【民間事業者】
- ・ 津波防災インフラの整備や河川改修等による災害に強い安全・安心な島づくり【県、各市】

別添6 地域協議会の協議の概要

地域協議会の名称	あわじ環境未来島構想推進協議会
地域協議会の設置日	平成23年9月21日
地域協議会の構成員	別紙（あわじ環境未来島構想推進協議会規約）のとおり
協議を行った日	（第1回）平成23年9月21日 書面協議 （会議の開催を予定していたが、台風15号災害対応のため急遽書面により協議） （第2回）平成23年10月21日 協議会第1回総会を開催 （第3回）平成24年2月14日 書面協議 （第4回）平成24年6月4日 協議会企画委員会を開催 （第5回）平成24年7月4日 書面協議 （第6回）平成24年9月24日 協議会第2回総会を開催 （第7回）平成25年2月8日 書面協議 （第8回）平成25年5月29日 協議会第3回総会を開催 （第9回）平成25年9月24日 書面協議 （第10回）平成26年5月7日 書面協議 （第11回）平成26年5月28日 協議会第4回総会を開催 （第12回）平成26年10月27日 書面協議 （第13回）平成27年5月26日 協議会第5回総会を開催 （第14回）平成28年5月27日 協議会第6回総会を開催 （第15回）平成29年1月11日 書面協議 （第16回）平成29年5月29日 協議会第7回総会を開催 （第17回）平成30年5月30日 協議会第8回総会を開催 （第18回）令和元年5月31日 協議会第9回総会を開催 （第19回）令和2年6月8日 協議会第10回総会を開催 （第20回）令和3年6月7日 協議会第11回総会を開催 （第21回）令和3年8月31日 協議会第12回総会を開催 （第22回）令和4年1月4日 書面協議
協議会の意見の概要	（第1回）地域活性化総合特別区域指定申請書について ＜申請書についての意見＞ （将来像） 1 冒頭の「命つながる…」の表現は、「生命つながる…」の表現にした方が後に続くビジョンとのイメージが繋がりやすい。 （本土と島の交通） 2 現在、明石海峡大橋は車しか通行できないが、人、自転車、125cc以下のバイクも通行できるように申請書に記載し、実現を目指すこと。 （水産業） 3 電動漁船、ハイブリッド漁船など、エコ漁業の取り組みは重要。ただ、電気で推進するだけでは漁船としては不十分。どのような漁船性能が求められるのか、水産サイドからの十分な検証が必要。 （第2回）協議会規約の制定について 特に意見なし

	(第3回) 地域活性化総合特別区域計画認定申請書及び協議会規約の改正について ＜特区計画の目標設定についての意見＞ 1 定性的な目標と数値目標の関係がわかりにくい。両者をつなぐ、わかりやすい地域の将来像（地域生活シナリオ）を具体の事業と関連付けて描くことが必要。 2 地域の将来像についていろいろな人が自由に意見を出し合いながら繰り返し議論を行うとともに、その過程で出た意見をデータベース化して共有する仕組みを作ることが必要。情報共有のためのWEBサイトを創設できないか。 (第4回) 協議会規約の改正（案）について 特に意見なし (第5回) 協議会規約の改正について 特に意見なし (第6回) 地域活性化総合特別区域計画認定申請書（変更）、協議会規約の改正及び総合特区指定区域に係る現地調査票について ＜特区計画、現地調査票及び特区の取組についての意見＞ 1 最大の課題である人口減少の現状を打破するため、島外からの定住者の増加方策についてどのように考えているか。 2 高齢者にやさしい持続交通システムの構築の取組については、全国で高齢者の交通事故が多発していることを鑑み、高齢者に対する交通安全対策も平行して十分配慮いただきたい。 3 島内のエネルギー自給状況について、数値化しやすいものから新聞、CATV等を活用して「見える化」をしていくべき。 (第7回) 地域活性化総合特別区域計画認定申請書（変更）及び協議会規約の改正について ＜協議会規約についての意見＞ ・ 特区の目的を逸脱するような行いをした団体については、退会勧告や除籍等の規定を設けることも必要ではないか。 (第8回) H24年度地域活性化総合特別区域評価書及び協議会規約の改正について ＜評価書及び特区の取組についての意見＞ 1 太陽光発電パネルの設置が進んでいるのは良いことだが、単に買電するだけではなく、島内で作った再生可能エネルギーを島内で使う方法を考えることが必要。 2 特区の環境への取組は観光振興にも繋がっている。商工会、観光協会が連携し、環境・観光をテーマとして連携協定などを結べば、さらなる相乗効果が得られるのではないか。 (第9回) 地域活性化総合特別区域計画認定申請書（変更）及び協議会規約の改正について 特に意見なし (第10回) 地域活性化総合特別区域計画認定申請書（変更）について
--	--

	特に意見なし (第 11 回) H25 年度地域活性化総合特別区域評価書及び協議会規約の改正について ＜評価指標の見直しについての意見＞ 定住人口と交流人口の指標を廃止し、持続人口に指標を一本化するとあるが、少し抽象的で印象が弱いのではないか。定住人口を増やすことは非常に難しいと思うが、まず住む人が増えていくことを目標にしてがんばらないといけない。 (第 12 回) 協議会規約の改正について 特に意見なし (第 13 回) H26 年度地域活性化総合特別区域評価書について 特に意見なし (第 14 回) H27 年度地域活性化総合特別区域評価書について 特に意見なし (第 15 回) 地域活性化総合特別区域計画認定申請書（変更）について 特に意見なし (第 16 回) H28 年度地域活性化総合特別区域評価書について 特に意見なし (第 17 回) H29 年度地域活性化総合特別区域評価書について 特に意見なし (第 18 回) H30 年度地域活性化総合特別区域評価書について 特に意見なし (第 19 回) R 元年度地域活性化総合特別区域評価書について 特に意見なし (第 20 回) R2 年度地域活性化総合特別区域評価書について 特に意見なし (第 21 回) 協議会規約の改正について 特に意見なし (第 22 回) 地域活性化総合特別区域計画認定申請書（変更）について 特に意見なし
意見に対する対応	(第 1 回) (将来像) 1 意見のとおり修正した。 (本土と島の交通) 2 既に、兵庫県が本州四国連絡高速道路(株)の協力を得て、「明石海峡大橋有効利用検討調査」として道路下部の空間を利用した人、自転車、125cc 以下のバイクの通行可能性の検討を進めている。 (水産業) 3 沼島、五色とも地元漁協の協力を得て事業を進めている。(独法) 水産大学校等との連携を今後検討する。 (第 2 回) 特になし

	(第3回) 1、2について 構想の一層の充実を図るため、地域の将来像について自由に議論でき、様々な考え方を共有できる場を設定することは有用と考えられるため、淡路地域ビジョンとの連携やWEBの活用を含め具体的な取組内容を今後検討する。 (第4回)～(第5回) 特になし (第6回) 1 定住人口の維持増加については、様々な地域づくりの中で取り組んでいくが、それだけでは十分ではない。本特区では、「定住人口」と観光入込客等の「交流人口」をあわせた「持続人口」を維持・増加することを目標としており、定住人口に加え観光客を増やす取組も積極的に進めていく。 2 高齢者向けの電動アシスト三輪車及び四輪車の開発に向け、現在検討を進めているが、高齢者の交通安全についても十分配慮を行っていく。 3 数値化により「見える化」できる内容及び情報発信の方法について検討していく。 (第7回) ・ 団体の協議会加入に当たっては、団体の事業内容等十分に確認を行った上で協議会の承認を得ている。 (第8回) 1 エネルギーの地産地消の具体的方策について検討していく。 2 各団体の横の連携を強化し、淡路島内一体となって取組を推進していく。 (第9回)～(第10回) 特になし (第11回) 特区計画の評価指標について、定住人口を持続人口の内数として記載することで、積極的に定住人口増加に取り組むことを明確化する。 (第12回)～(第22回) 特になし
--	---

あわじ環境未来島構想推進協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本協議会は、あわじ環境未来島構想推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、恵まれた特性を有しながら、人口減少、経済縮小等の課題に直面する淡路島で、地域資源を生かして日本全体の閉塞感を打破する新しい地域振興モデルを創るため、住民、地域団体、NPO、企業等と協働して、持続可能な地域づくりを目指す「あわじ環境未来島構想」（以下「構想」という）を推進するために設置するものとし、総合特別区域法（以下「法」という。）第42条に規定する地域活性化総合特別区域協議会として位置づける。

(所掌事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 構想に基づく事業（以下「事業」という。）の実施に関すること。
- (2) 法第31条第5項に基づく地域活性化総合特別区域の指定申請に係る協議その他の法に基づく協議に関すること。
- (3) その他構想の推進に関すること。

第2章 組織

(構成)

第4条 協議会は、別表の団体（以下「構成団体」という。）により構成するものとする。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

会 長 1名

副会長 6名以内

2 会長は、協議会を代表し、その業務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する副会長が、その職務を代理する。

(選任)

第6条 会長及び副会長は、構成団体の長のうちから総会において選出する。

(アドバイザー)

第7条 構想の推進に関して専門的見地から助言及び評価を得るため、協議会にアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、構想の推進に係る専門知識を有する者のうちから、会長が委嘱する。

第3章 総会

(議長)

第8条 総会の議長は、会長が務める。

(権能)

第9条 総会は、次の各号に定めるもののほか、協議会の運営に関する重要な事項を議決する。

- (1) 第3条に規定する所掌事務に関すること
- (2) 規約の改正に関すること
- (3) 協議会の解散に関すること

(開催)

第10条 総会は、会長が必要と認める場合に開催する。

(定数及び議決)

第11条 総会は、構成団体の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。ただし、当該総会の議事について、書面であらかじめ委任状の提出があった場合においては、これを出席したものとみなす。

2 総会の議事は、出席会員の過半数の賛成をもって決する。

(議事録)

第12条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在員数、出席者数及び出席者氏名
- (3) 審議事項及び議決事項

第4章 企画委員会

(設置及び構成)

第13条 協議会に企画委員会を置くことができる。

- 2 企画委員会の委員は、構成団体の構成員及びアドバイザーのうちから、会長が指名する。
- 3 企画委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 4 企画委員会の委員長及び副委員長は、会長が指名する。

(所掌事務)

第14条 企画委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 構想推進に係る企画、調整、評価及び広報に関する事項
- (2) その他構想の推進に必要な事項

(開催)

第15条 企画委員会は、委員長が必要と認める場合に開催する。

第5章 部会

(設置及び構成)

第16条 協議会に特定の事業の分野又は特定の事業の地区に係る企画、実施に関する事項を所掌させるため、部会を置くことができる。

- 2 部会に部会長を置く。
- 3 部会の部会長は、会長が指名する。
- 4 部会の構成員は、構成団体の構成員、アドバイザー及び事業の実施に関し密接に関係する者（以下「密接関係者」という。）のうちから、部会長が指名する。

(開催)

第17条 部会は、部会長が必要と認める場合に開催する。

2 部会長は、部会の所掌事務のために必要があるときは、事業に関する専門知識を有する学識者（以下「学識者」という。）に出席を求めることができる。

第6章 謝金等

(謝金)

第18条 アドバイザー及び学識者が会議その他の協議会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給することができる。

(旅費)

第19条 構成団体の構成員、アドバイザー、密接関係者及び学識者が総会若しくは企画委員会（以下「総会等」という。）に出席し、又は総会等の用務により旅行したときは、旅費を支給する。

2 アドバイザー及び学識者が部会に出席し、又は部会の用務により旅行したときは、旅費を支給する。

3 前2項の旅費の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により支給する。

第7章 事務局

(事務局)

第20条 協議会の事務を処理するため、兵庫県淡路県民局及び一般財団法人淡路島くにうみ協会が共同して事務局を運営する。

第8章 補則

(委任)

第21条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成23年10月21日から施行する。

2 第10条の規定に関わらず、最初の総会は、兵庫県知事が招集する。

附 則

1 この規約は、平成24年2月14日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成24年7月4日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成24年9月24日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成25年2月8日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成25年5月29日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成25年 9 月24日から施行する。
附 則
- 1 この規約は、平成26年 5 月28日から施行する。
附 則
- 1 この規約は、平成26年10月27日から施行する。
附 則
- 1 この規約は、平成27年 5 月26日から施行する。
附 則
- 1 この規約は、平成28年 5 月27日から施行する。
附 則
- 1 この規約は、平成29年 5 月29日から施行する。
附 則
- 1 この規約は、平成30年 5 月30日から施行する。
附 則
- 1 この規約は、令和元年 5 月31日から施行する。
附 則
- 1 この規約は、令和 2 年 6 月 8 日から施行する。
附 則
- 1 この規約は、令和 3 年 6 月 7 日から施行する。
附 則
- 1 この規約は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。
附 則
- 1 この規約は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。
附 則
- 1 この規約は、令和 5 年 5 月23日から施行する。
附 則
- 1 この規約は、令和 6 年 5 月22日から施行する。
附 則
- 1 この規約は、令和 7 年 5 月27日から施行する。
附 則
- 1 この規約は、令和 8 年 5 月29日から施行する。

別表

あわじ環境未来島構想推進協議会構成員

〔行政〕

兵庫県
洲本市
南あわじ市
淡路市
淡路広域行政事務組合

〔関係団体〕

淡路医師会
淡路花卉組合連合会
「環境立島淡路」島民会議 全島一斉清掃推進部会
淡路市商工会
淡路市婦人会
一般社団法人淡路島観光協会
一般財団法人淡路島くにうみ協会
あわじ島農業協同組合
淡路島牛乳株式会社
淡路消費者団体連絡協議会
一般社団法人淡路水交会
一般社団法人淡路青年会議所
淡路地域女性農漁業士会
淡路地域青年農業士会
淡路地域農業経営士会
第3期・第4期淡路地域ビジョン委員会
第5期淡路地域ビジョン委員会
第6期・第7期淡路地域ビジョン委員会
第8期淡路地域ビジョン委員会
第9期淡路地域ビジョン委員会
第10期淡路地域ビジョン委員会
淡路畜産農業協同組合連合会
淡路地区連合自治会
淡路地方史研究会
「環境立島淡路」島民会議 あわじ菜の花エコプロジェクト推進部会
淡路日の出農業協同組合
淡路ブロックいずみ会連絡協議会
淡路ブロック子ども会連絡協議会
淡路ブロック老人クラブ連絡協議会
伊弉諾神宮
「環境立島淡路」島民会議

北淡路地域ブランド推進協議会
五色町漁業協同組合
五色町商工会
一般財団法人五色ふるさと振興公社
食のブランド「淡路島」推進協議会
洲本商工会議所
公益財団法人地球環境戦略研究機関関西研究センター
沼島漁業協同組合
バンブーペイブ協会
一般社団法人兵庫県LPガス協会淡路支部
公益財団法人ひょうご環境創造協会
公益社団法人兵庫県建築士会淡路支部
公益財団法人兵庫県青少年本部淡路青少年本部
兵庫県線香協同組合
南あわじ市商工会

〔NPO〕

NPO法人鮎屋の滝ふれあいの郷
NPO法人淡路島アートセンター
NPO法人淡路島活性化推進委員会
NPO法人淡路島環境整備機構
NPO法人あわじFANクラブ
認定NPO法人ソーシャルデザインセンター淡路
NPO法人兵庫SPO支援センター

〔大学・研究機関〕

大阪公立大学
関西看護医療大学
吉備国際大学
京都大学大学院エネルギー科学研究科
神戸大学学術研究推進機構学術・産業イノベーション創造本部
兵庫県立大学
香港中文大学中医中薬研究所
龍谷大学政策学研究科

〔企業〕

株式会社アーバンヴィレッジ
アイティオー株式会社
Amaz技術コンサルティング合同会社
淡路アグリイノベーション株式会社
株式会社淡路貴船太陽光発電所
淡路島電力株式会社
淡路信用金庫
エナジーバンクジャパン株式会社

NTTデータカスタマサービス株式会社
株式会社パソナツーリズム
株式会社カワムラサイクル
関西電力株式会社
木下自動車株式会社
株式会社クリハラント
株式会社コウアツファクトリー
サントピアマリーナ株式会社
サンライズ株式会社
塩屋土地株式会社
株式会社シマトワークス
シン・エナジー株式会社
株式会社スマートエナジー
株式会社スマイルあわじ
損害保険ジャパン株式会社
有限会社淡陽自動車教習所
淡陽信用組合
農業生産法人株式会社チューリップハウス農園
東芝エネルギーシステムズ株式会社
株式会社徳島大正銀行
トヨタ自動車株式会社
株式会社日本政策投資銀行
Bio-energy株式会社
株式会社パソナグループ
浜田化学株式会社
有限会社兵庫県洲本自動車教習所
古野電気株式会社
株式会社ほくだん
株式会社ホテルニューアワジ
マルショウ運輸株式会社
株式会社三井住友銀行
株式会社三菱UFJ銀行
株式会社みなと銀行
株式会社森長組
合同会社ユーラスエナジー淡路
株式会社夢舞台

あわじ環境未来島特区
第 4 期特区計画策定に係る今後のスケジュール

月 日	内 容
第 4 期特区計画（概要版）	
R08. 08. 24	●推進協議会第 1 回企画委員会開催
	●企画委員会での意見を踏まえ、内容を修正
R08. 08 末	○国に第 4 期特区計画（概要版）を提出
第 4 期特区計画（本体版）	
R08. 10 月 ～11 月	●計画本体素案作成 ●3 市ほか関係部署に内容確認依頼 ●企画委員会学識者への説明・ヒアリング ●企画委員、推進協議会構成団体、島民への意見募集（HP）
R08. 12 上旬	●各方面の意見を踏まえ、内容を修正
R09. 01 上旬	●推進協議会第 2 回総会開催（書面開催）
R09. 01 末	○国に第 4 期特区計画認定申請書提出

※このほか、随時、国との調整を実施